

令和8年度

認定こども園等入園のしおり



一入園のしおりについて―

「入園のしおり」をよくご覧いただき、定められた期間内にお申込みください。 認定こども園等の利用申込や入園後の諸手続きについても記載していますので、 大切に保管してください。

記載内容は令和7年9月現在の情報のため、記載事項が変更される場合があります。

--斉申込(一次調整)受付期間-

●1号認定(幼稚園・認定こども園(幼稚園部))

公立園: 令和7年10月29日(水)~10月31日(金)(P11参照)

私立園:利用希望施設にお問合せください。

●2号・3号認定(認定こども園(保育園部)等)

令和7年10月15日(水)~10月31日(金)(P11参照) ※1号認定で私立園を希望される場合のみ、申込先は利用希望施設です。

一申込対象者一

- ・入園希望月の1日現在で生後6か月以上の児童
- 令和7年度途中入園の申込をしたが、利用施設が決定していない児童
- 育児休業の期間満了等により、利用を必要とする児童

(利用希望月:令和8年4月から令和9年3月まで)

- ・ 令和8年4月から認定区分の変更(幼稚園部⇔保育園部) および転園が必要な在園児童
- 満3歳以上で、教育を希望する児童
- 地域型保育事業所(小規模保育事業所や家庭的保育事業所)の卒園児童

高島市 子ども未来部 幼児保育課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 TEL(0740)25-8037(直通)

高島市乳児等通園支援事業(高島市こども誰でも通園制度) については、裏表紙をご覧ください。



目 次

1.	申し込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2.	特定教育・保育施設等やクラス編成について・・・・・・・ 3
3.	教育・保育給付認定について・・・・・・・・・ 5
4.	申し込みについて・・・・・・・・・・・・ 7
•	オンライン申請について ・・・・・・・・・・・・・ 8
•	1号認定の一斉申込について・・・・・・・・・・・・・・12
•	2号・3号認定の一斉申込について・・・・・・・・・・・・13
5.	入園決定(内定)後について・・・・・・・・・・16
6.	幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・・16
7.	転入予定の児童の申し込みについて・・・・・・・・・17
8.	広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・17
9.	在園中の認定変更手続きについて・・・・・・・・・18
10.	延長保育等について・・・・・・・・・・・・・・・20
11.	随時申込について・・・・・・・・・・・・・・・21
記入例] • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
高島市	内 認定こども園等サービス一覧表・・・・・・・・・・・・34
高島市	内 認定こども園等位置図・・・・・・・・・・・・・・・36
園概要	4 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
よくあ	る質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メール配信サービス **リアルタイム高島**

市では、スマートフォン等に様々な情報を送るメール配信サービスを 行っています。

・子育て支援情報

・防災情報 など他にも欲しい情報を登録時にお選びください。



【空メール送信用QRコード】

子育て応援アプリ はぐっとナビたかしま

お子様の成長を記録でき、地域の子育で情報を簡単に手に入れられる 子育で応援アプリです。



QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、記載されているURLから登録用のサイトに進むと、スムーズに手続きができます。この機会に是非ご登録ください。

1. 申し込みの前に

- (1)令和8年度の申し込みは、令和7年10月15日(水)から令和8年2月27日(金)まで一斉申込(一次 ~三次調整)で受付し、令和8年3月以降は随時申込として受付します。育児休業明けで職場復帰する等、 一斉申込(一次~三次調整)時点で令和8年度中に保育の必要性がある児童は、**必ず**申し込みを行うように してください。
- (2)令和7年10月29日(水)から令和7年10月31日(金)までに行う公立園の1号認定、令和7年10月15日(水)から令和7年10月31日(金)までに行う公立園および私立園の2号・3号認定の一斉申込(一次調整)は、第1希望の施設の受付日に高島市役所本庁舎(新館3階)までお越しください。受付日に都合がつかない場合は、受付期間内であれば他の受付日でも申し込みをすることができます。一斉申込(一次調整)期間中は幼児保育課の窓口では受付しませんのでご注意ください。
- (3)1号認定の受付は、公立園と私立園で申込先や受付日が異なります。(詳しくはP11をご覧ください。)
- (4)受付時に幼児保育課職員による面接は行いませんが、児童の同席は可能です。
- (5)受付は必要書類の確認等を行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。
- (6)教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にしていただき、ご不明な点は施設にご確認ください。 園概要の内容は、しおり作成時の情報のため、変更となる場合があります。
- (7)利用を希望する施設は、見学されることをお勧めします。必ず事前に見学希望施設へ連絡をしてください。 保育内容や送迎等をご確認いただき、入園の意思のある施設をご記入ください。
- (8)必要書類に不備があり、期日までに不備の解消ができない場合、入園月が希望通りにならない可能性がありますのでご注意ください。昨年度から変更している様式がありますので、必ず最新の様式でご準備いただき、記入漏れがないか等、保護者自身が確認のうえ、申し込みをしてください。また、消えるペン、修正液、修正テープ等は使用不可です。
- (9)必要書類は高島市ホームページからダウンロードできます。封筒に同封されていない必要書類は、ダウンロードしていただくか幼児保育課までご連絡ください。
- (10)入園や退園は月単位です。原則、認定こども園等の入園日は毎月1日で、退園日は末日となります。月途中の育児休業からの復帰であっても、利用希望期間の開始日は1日になります。
- (11)保育の必要性の認定を受けた2号・3号認定の児童は、保育施設利用調整にかかる指数表に基づき、保育を必要とする優先度の高い児童から順に利用施設を決定します。保育を必要とする程度が高い場合であっても、施設の体制や受入枠を超える申し込み等により、希望する施設に利用が決まらないことがあります。
- (12)利用希望施設の記入は、第1希望のみでも複数の施設の記入でも、利用調整において有利・不利になることはありません。
- (13) 一斉申込(一次調整)の結果は、令和7年12月下旬に保護者あてに文書で通知します。それまでのお問い合わせについては、回答できません。
- 14申し込み後に内容変更が生じた場合は、必ず幼児保育課へご連絡ください。



2. 特定教育・保育施設等やクラス編成について

(1)特定教育・保育施設等の種類について

高島市には、次の特定教育・保育施設や地域型保育事業所があります。

区分		内容	入園の 申し込み先	認定区分
幼稚園 (3~5歳)		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児 期の教育を行う施設です。	私立幼稚園	1号認定
認定こども園	認 保育園部 定 (0~5歳) 保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ		幼児保育課	2号認定 3号認定
ども園	幼稚園部 (3~5歳)	持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	公立園は幼児保育課 私立園は各施設	1号認定
	現模保育事業所 (0~2歳)	19名以下という小さい規模で 保育する施設です。	幼児保育課	3号認定
家庭的保育事業所(0~2歳)		5名以下という小さい規模で 家庭に近い環境の中で保育する施設です。	幼児保育課	3号認定

[※]教育・保育の特色やサービス等は各施設によって異なりますので、このしおりに記載している「高島市内 認定こども園等サービス一覧表」や「園概要」を参考にしていただき、ご不明な点は施設にご確認ください。

(2) クラス編成について

令和8年度のクラス編成は、下表のとおりです。

クラス	生 年 月 日
0 歳 児	令和 7 年 (2025年)4月2日 ~
1 歳 児	令和 6 年 (2024年) 4月2日 ~ 令和 7 年 (2025年) 4月1日
2 歳 児	令和 5 年 (2023年) 4月2日 ~ 令和 6 年 (2024年) 4月1日
3 歳 児	令和 4年 (2022年) 4月2日 ~ 令和 5年(2023年) 4月1日
4 歳 児	令和 3 年 (2021年) 4月2日 ~ 令和 4 年 (2022年) 4月1日
5 歳 児	令和 2 年 (2 0 2 0 年)4月2日 ~ 令和 3 年(2 0 2 1年)4月1日

[※]クラス年齢は令和8年4月1日現在の年齢です。

(3) 地域別特定教育施設・保育施設等について

各地域における特定教育・保育施設等は、次のとおりです。

地域	Map (P36 ~39)	施設名 (区分)	住所	園概要
궃	公立①	高島市立マキノ東こども園※1 (保育所型認定こども園)	〒520-1812 マキノ町西浜300番地1	P 5 0
マキノ	公立②	高島市立マキノ西こども園※1 (保育所型認定こども園)	〒520-1833 マキノ町蛭口1365番地1	P 5 1
	私立①	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1613 今津町上弘部1231番地1	P 4 0
今津	私立②	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1652 今津町福岡1926番地	P 4 1
津 	私立③	学校法人恵の園 今津幼稚園 (幼稚園)	〒520-1621 今津町今津1650番地1	P 4 2
	私立④	家庭的保育園 Peek-a-boo (家庭的保育事業所)	〒520-1652 今津町福岡1145番地13	P 4 3
朽木	公立③	高島市立朽木こども園 (保育所型認定こども園)	〒520-1401 朽木市場1101番地2	P 5 2
	私立⑤	社会福祉法人はこぶね会 はこぶね保育園ひかりの (小規模保育事業所)	〒520-1221 安曇川町青柳705番地1	P 4 4
安曇川	私立⑥	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1221 安曇川町青柳700番地1	P 4 5
氚	私立⑦	学校法人安曇川学園 中央ユニバーサルこども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1217 安曇川町田中532番地1	P 4 6
	私立®	学校法人藤波学園 藤波こども園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1223 安曇川町下小川120番1	P 4 7
高島	公立④	高島市立高島こども園 (保育所型認定こども園)※ 2	〒520-1102 野田1631番地	P 5 3
島	私立⑨	社会福祉法人慈光会 しろふじ保育園 (幼保連携型認定こども園)	〒520-1112 永田1233番地1	P 4 8
	公立⑤	高島市立大師山さくら園 (保育所型認定こども園)	〒520-1531 新旭町饗庭5138番地	P 5 4
新旭	公立⑥	高島市立静里なのはな園 (保育所型認定こども園)	〒520-1511 新旭町藁園2305番地	P 5 5
	私立⑩	家庭的保育園 Peek-a-boo 新旭 (家庭的保育事業所)	〒520-1501 新旭町旭1043番地15	P4 9

- ※1 マキノ東こども園とマキノ西こども園は、令和9年4月1日に統合します。
- ※2 高島こども園は令和10年4月1日より小規模保育事業所に移行予定です。
- ※ 古賀保育園と今津東保育園は令和8年3月31日で閉園します。



3. 教育・保育給付認定について

(1)教育・保育給付認定の区分について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園等を利用する場合は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定を受けた場合、「支給認定証」を交付します。

		保育	必要量(内容)		利用で	きる施設		
認定区分	年齢	保育 の必 要性	教育標準時間 間		保育標準時間	幼 稚 園	認定 こども園	事業所小規模保育	事業所 家庭的保育
1号認定	満3歳以上	なし	0			0	0		
2号認定	満3歳以上	あり		0	0		0		
3号認定	満3歳未満	あり		0	0		0	0	0

^{※3}号認定については、認定期間は最長でも満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、市において2号認定 に変更しますので、保護者が変更申請の手続きをする必要はありません。

(2) 保育の必要量のイメージについて

保育の必要量は、1号認定と2号・3号認定で異なります。

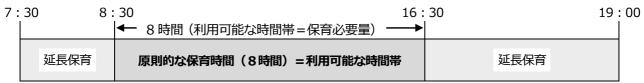
※利用可能な時間帯とは、就労等の理由により子どもを保育できない時間に限られます。

【教育標準時間(1号認定)】

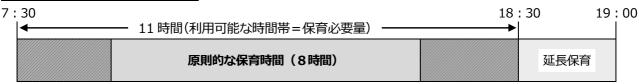


【保育短時間(2号・3号認定)】

※はこぶね保育園ひかりのと家庭的保育園Peek-a-boo、家庭的保育園Peek-a-boo新旭は短時間認定のみです。この3園では延長保育を行っていません。



【保育標準時間(2号・3号認定)】



※保護者の勤務時間の都合等で、認定された時間を超えて教育・保育が必要な児童は、一時預かり事業(幼稚 園型)または延長保育を利用することができます。その際は料金がかかる場合があります。

(3) 保育の必要性について(2号・3号認定)

2号・3号認定(保育の利用に必要な認定)を受ける児童は、次の保育を必要とする事由により有効期間や 保育の必要量を認定します。

「友達をつくりたい」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由だけでは、入園することはできません。 認定期間中に保護者の働き方等が変わった場合は、その都度、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。 なお、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。

	保育を必要とする事由	認定期間	保育の必要量
1	就労(父母ともに月 120 時間以上)	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
1	就労(父母ともに月 60 時間以上でいずれかが 月 120 時間未満)	小学校就学前まで または認める期間	保育短時間
2	妊娠・出産	分娩予定月を含む前後各2か月 (計5か月間)	保育標準時間
3	保護者の疾病・障がい	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間保育短時間
4	同居の親族(長期間入院等をしている親族を 含む。)を常時介護又は看護していること	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間 保育短時間
5	災害復日	その事由に該当しなくなるまで	保育標準時間
6	求職活動(起業準備を含む。)	最長3か月 ※年度内に一度だけ認定可	保育短時間
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)	保護者の卒業(修了)予定日まで	保育標準時間 保育短時間
8	虐待又はDVのおそれがあること	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間
9	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用して いる子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業期間 (最長1年間)	保育短時間
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合	小学校就学前まで または認める期間	保育標準時間 保育短時間

※給与収入等の対価を得ない労働は、保育の必要性のある就労とはみなしません。(自営業協力者についても同様です。)

- ※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。ただし、保育短時間認定の場合は、保育標準時間認定を選択することはできません。
- ※求職活動で認定を受けた場合は、認定期間の延長はできません。期限内に就労し、就労への認定変更の手続きが済んでいない場合は、継続して保育認定を受けることが出来ず、退園になります。
- ※就学の必要量の認定は就労に準じます。
- ※妊娠・出産を事由に新規入園した場合は、育児休業を取得された場合でも育児休業へ認定変更することが出来ず、退園になります。

4. 申し込みについて

(1) 必要書類等について

昨年度から変更している様式がありますので、必ず最新の様式で申し込みをしてください。申請書等は高島 市ホームページからダウンロードできます。

	必要書類等	1号認定	2号認定 3号認定
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	0	0
2	保育の必要性が確認できる書類(P9参照)※発行から3か月以内のもの		0
3	特定教育施設・保育施設利用申込書	0	0
4	母子健康手帳(申込児童分)	0	0
5	認定申請書に記載した世帯員全員分のマイナンバー確認書類((2)個人番号(マイナンバー)と本人確認書類について参照)	0	0
6	手続きを行う方の本人確認書類((2)個人番号(マイナンバー)と本人確認書類について参照)	0	0

[※]必要書類には、消えるペン、修正液、修正テープ等は使用しないでください。

- ※離婚を前提に別居している場合であっても、原則として婚姻関係にある間は生計が同一であるものとみなしますので、父母それぞれの書類の提出が必要です。離婚調停中等であれば、そのことがわかる書類が必要です。確認できた場合は、ひとり親とみなしますので、書類は1人分で結構です。
- ※転入予定で、ひとり親の場合は戸籍謄本が必要です。
- ※複数の児童を同時に申し込む場合は、2、6の必要書類は1部で結構です。
- ※上記のほかにも必要に応じて申立書等の書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 個人番号(マイナンバー) および本人確認書類について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、申請書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、個人番号通知書、通知カードまたは個人番号入りの住民票の写しを持参してください(コピー可)。また、手続きを行う方の本人確認書類も併せてお持ちください。

マイナンバー確認書類	本人確認書業	頁
次のいずれか1つ	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号通知書 ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	・個人番号カード・運転免許証・旅券(パスポート)・住基カード(顔写真付き)・在留カード・その他顔写真付きの公的な身分証明書	・健康保険証・年金手帳・住基カード(顔写真なし)・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・その他

(3) オンラインにおける申請について オンラインでの申請を受付します。

下記 QR コードを読み取りいただき、高島市ホームページの案内をご確認の上、オンライン申請案内より申請ください。なお、紙面における申請と同じ必要書類および本人確認書類が必要となります。詳しくは、P.7 を参照ください。

≪高島市ホームページ QR コード≫





≪オンライン申請における注意事項≫

- ・申請者の電話番号は、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ・申込児童 1 人につき、1 回のオンライン申請が必要となります。(兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、1 人ずつの申し込みが必要です。)
- ・オンライン申請での申込み後、世帯状況や保育が必要な状況、利用希望施設等について変更がある場合は、速やかに幼児保育課へお問合せください。
- ・申込内容に確認事項(添付書類の不鮮明も含む)があった場合は、幼児保育課から申請者へ、問合せさせていただきます。



(4)保育の必要性が確認できる書類について(2号・3号認定)

保育を必要とする事由に応じて必要書類が異なります。父母ともに次に挙げる書類の提出が必要です。

		保育を必要とする事由	必要書類		
		■就労証明書 外勤・内職 ※保護者が記載したもの、日付等が無いものは無効で ■週間スケジュール表 (内職のみ)			
1	就労	自営業・農業(中心者)	■就労証明書■確定申告書 (市県民税申告書)、開業届出書、営業証明書等事業主であることがわかる公的書類の写し		
		自営業・農業(協力者)	■就労証明書■専従者の記載のある確定申告書(市県民税申告書)、源泉徴収票等、就労していることがわかる公的書類の写し※自家消費、手伝い等の収益を伴わない労働は対象外で		
			す。		
2	妊娠・出産	世録・出産			
3	疾病		■診断書 (疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記)		
4	障がい		■障害者手帳または介護保険被保険者証の写し (本人欄、障がい名、等級、手帳番号の部分)		
5		(長期間入院等をしている親族を 時介護又は看護していること	■診断書(疾病名、介護が必要な状況、期間等を明記) または介護保険被保険者証の写し等 ■介護・看護の週間スケジュール表		
6	災害復旧		■罹災証明書等		
7	求職活動(起	記業準備を含む。)	■ハローワークカード等求職活動をしていることがわか る第三者からの証明書		
8	就学(職業詞	川練校等における職業訓練を含む。)	■在学証明書、入学決定通知書 等■就学時間が確認できる書類		
9		导中に、すでに保育施設を利用して がいて継続利用が必要であること	■就労証明書 ※育児休業の期間が記入されていないものは無効です。		
10	その他、上詞場合	己に類する状態として市が認める	幼児保育課までご相談ください。		

- ※各必要書類が揃わなければ、保育を必要とする事由の認定ができません。
- ※必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ※申し込みの内容と事実が異なる場合、認定の取り消しとなる可能性があります。



(5) 育児休業明けの申し込みについて

年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合も入園申込の受付を行いますが、<u>提出された就労証</u> 明書の記載内容どおり復職していない場合は、認定を取り消します。原則、復職予定日が属する月からの 申し込みとなりますが、復職日がその月の15日以前である場合は、前月からの入園を希望することもできま す。職場や家族と充分ご相談のうえ希望月を決めてください。なお、<u>復職日が4月15日以前の場合は、前月</u>が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、前年度分の申し込みも必要となります。

育児休業の期間と就労時間を明記された就労証明書を提出してください。

※育児短時間制度を利用する場合、育児短時間制度の勤務時間や日数により審査をする(指数をつける)場合があります。

(6) 障がいを有する、または特別な配慮を要する児童の申し込みについて

障がい児保育を実施していない施設もありますので、事前に児童と一緒に利用希望施設の見学をされることをお勧めします。心身に障がいを有する場合や、心身の発達状況から特別な配慮が必要となる場合について、児童の様子が分かる書類(母子健康手帳・障がい者手帳・普段の生活の様子がわかるもの等)の提出をお願いする場合があります。

(7) アレルギーをお持ちの児童の申し込みについて

アレルギーの状況がわかる書類(診断書等)の提出をお願いする場合があります(施設によっては、診断書の様式を定めている場合があります)。児童の状況により異なりますので、必ず利用希望施設へ事前にご相談ください。特に除去食が必要な場合は、診断書(指示書)や検査結果等医師の具体的な指示に基づき、保護者と相談しながらできる範囲で対応(除去等)しますが、対応ができない場合は、家から代替品を持参していただくことになります。

(8) ステップ (ならし) 保育について

児童が無理なく集団生活に慣れていけるように、入園当初は短時間でのステップ保育を実施しています。ステップ保育の期間はおおむね1週間程度ですが、施設や児童の年齢によって期間が異なる場合があります。詳しくは、利用施設にご確認ください。

- ※原則、入園日より前にステップ保育をすることはできません。
- ※ステップ保育期間中は、通常の保育時間より早い時間での降園となります。保護者の方は、児童の送迎や就 労時間調整のご協力をお願いします。

(9)入所保留(待機)について

認定こども園等では、適正な保育運営を行うため、児童の年齢ごとに受入枠を設けています。また、施設の体制等の理由により、入園できないことがあります。利用調整の結果、希望の施設に利用が決まらなければ、入所保留(待機)となります。その場合は、送付する「保育所入所保留通知書」に記載の保留の有効期限内で、翌月以降も希望の施設の利用調整を行います。

入所保留中における翌月以降の利用調整の結果は、入園できる場合のみご連絡します。

年度内に入園できず、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて<u>次年度の申し込みが必要です。</u>
※入所保留中に世帯状況や就労状況等の変更があった場合は、必ず幼児保育課にご連絡ください。

(10) 認定区分変更または転園の申し込みについて

次年度4月から認定区分変更(1号認定→2号認定)や転園を希望する場合は、P7の必要書類を揃えて提出してください。なお、転園が決まった場合は、年度末までに退園手続きも行ってください。転園が決まらな

くとも、原則元の施設に戻ることはできません。また、年度内の転園はできませんのでご注意ください。

(11) 1号認定(幼稚園・認定こども園(幼稚園部)) および2号・3号認定(認定こども園(保育園部)等)の(一次調整)一斉申込について

一斉申込受付日	幼稚園部	保育園部		
一月中区支付口	(1号認定:3歳~5歳)	(2号認定:3歳~5歳)		
受付場所:高島市役所新館3階	「与心化・3 成~3 成/	(3号認定:0歳	~2歳)	
公立認定こども園				
大師山さくら園		10月27日	月	
マキノ東こども園	10月29日(水)	10月28日	火	
マキノ西こども園	10月30日(木)	10月28日	火	
静里なのはな園	10月31日(金)	10月30日	木	
朽木こども園	※10月29日(水)は公立園の	10月31日	金	
高島こども園	1号認定のみ受付です。	10月31日	金	
私立認定こども園				
中央ユニバーサルこども園		10月15日	水	
安曇川はこぶね保育園		10月16日	木	
愛隣こども園	 各私立認定こども園にて申込	10月17日	金	
しろふじ保育園	日内立画をここの圏にて中区	10月22日	水	
なないろこども園		10月23日	木	
藤波こども園		10月24日	金	
私立幼稚園				
今津幼稚園	私立幼稚園にて申込			
小規模保育事業所				
はこぶね保育園ひかりの		10月16日	木	
家庭的保育事業所				
家庭的保育園 Peek-a-boo		10月17日	金	
家庭的保育園 Peek-a-boo 新旭		10月17日	金	

【受付時間】AM 9時00分~11時30分 PM13時30分~16時00分

- ※上記受付期間中、令和8年度新規入園の受付は高島市役所幼児保育課窓口で行いません。
- ※公立園の1号認定の受付は、2号・3号認定の受付と同時に行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※10月29日(水)は公立園の幼稚園部(1号認定)のみ受付です。
- ※保育園部2号・3号認定の受付時に児童の面接を行いませんが、児童の同席は可能です。
- ※受付は必要書類の確認を行うため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※第1希望の施設の受付日に都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。

幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の一斉申込の流れ

-斉申込(記入方法はP22以降参照)

公立園:高島市役所 本庁舎 (新館3階) で幼児保育課の職員が受付します。

私立園:利用を希望する施設が受付します。



利用決定等通知(12月下旬)

●利用施設の決定後は、次の書類を送付します。

公立園:利用決定通知書および支給認定証を送付します。

私立園:支給認定証を幼児保育課より送付します。また、入園決定通知書は施設から送付されます。

●入園決定後は、各施設で入園説明会が行われ、施設と利用契約をします。



入園(4月以降~)

●入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。 ※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

認定こども園(保育園部)等の一斉申込(一次~三次調整)の流れ

●一次調整

対 象 者:令和7年10月15日(水)~10月31日(金)で受付をした児童

受付場所:高島市役所本庁舎(新館3階)

結果通知:令和7年12月下旬

送付書類: 【公立園に決定】 利用決定通知書および支給認定証

【私 立 園 に 内 定】利用調整結果通知書および支給認定証(決定通知書は施設から送付されます。)

【入所保留(待機)】保育所入所保留通知書および支給認定証

決定(内定)した



決定(内定)しなかった

●二次調整

対象者: ①一次調整で入所保留になった児童

②令和8年1月30日(金)までに受付をした児童

受付場所: 高島市役所 幼児保育課 (新館2階)

結果通知: 令和8年2月下旬 送付書類: 一次調整と同様

※①の児童は、利用施設が決定(内定)した場合のみ通知書を送付します。

決定(内定)した



決定(内定)しなかった

●三次調整

対 象 者: ①二次調整で入所保留になった児童

②令和8年2月27日(金)までに受付をした児童

受付場所:高島市役所 幼児保育課 (新館2階)

結果通知:令和8年3月中旬 送付書類:一次調整と同様

※①の児童は、利用施設が決定(内定)した場合のみ通知書を送付します。

その他 : 三次調整でも入所保留となった児童は、保留の有効期限内において、令和8年5月

以降も利用調整を行い、利用可能となった場合に保護者へ連絡します。

決定(内定)した

入園(4月以降~)

利用(入園)が決定された方は、各施設で行われる入園説明会に参加していただきます。

※4月入園の場合、2月頃となります。詳しくは施設にご確認ください。

(12) 保育施設利用調整にかかる指数表について(2号・3号認定) «1 基本区分»

1日8時間以上 (月160時間以上) 10 10 10 10 1日時間以上 (月120時間以上) 9 9 9 1日4時間以上 (月120時間以上) 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	《1 基本区:	/ <i>3 ''</i>	/m	ナンエレナフテー	h	指	数	V an -11 444
別の日以上 日本報酬以上 (月1・2 の特別以上) 9 9 9 9 1 1 日本報酬以上 (月1・2 の特別以上) 9 9 9 9 1 1 日本報酬以上 (月1・2 の特別以上) 9 9 9 9 1 1 1 1 1 1			保育	を必要とする事E	Н	父	母	必要書類
外勢 13円・時間以上 (月3 2 時間以上) 9 9 9 17円・時間以上 (月3 2 時間以上) 9 9 9 17円・時間以上 (月3 2 時間以上) 0 0 0 17円・時間以上 (月3 2 時間以上) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					1日8時間以上(月160時間以上)	10	10	
18時間以上 (月3 12 8時間以上) 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 10 9 9 9 9				月20日以上		_		
日本学校の観報の 日本学校の観報の 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学校の観点 日本学学院の関係 日本学学		外勤						│ ・■就労証明書
日本時間以上 (月6 4 時間以上)					· ·	_	_	
中心名				月16日以上				
中心名					·		_	
中心者								
中心著 日本の報告 日本の報				月20日以上	1日6時間以上(月120時間以上)	9	9	
1 日本語の以上 (月 1 2 8 日の			中心者		1日4時間以上(月80時間以上)	7	7	
1日 4時間以上(月 6 4 時間以上) 6 6 6 1日 8時間以上) 6 6 6 1日 8時間以上) 9 9 1日 8時間以上) 8 8 1日 8時間以上(月 1 6 0 時間以上) 8 8 1日 8時間以上(月 1 2 0 時間以上) 6 6 1日 8時間以上(月 1 2 0 時間以上) 6 6 1日 8時間以上(月 1 2 0 時間以上) 7 7 7 1日 8時間以上(月 1 2 0 時間以上) 7 7 7 1日 8時間以上) 7 7 7 1日 8時間以上(月 1 2 0 時間以上) 5 5 1日 8時間以上) 6 6 1日 8時間以上) 7 7 7 1日 8時間以上) 8 8 1日 8時間以上の一名が同じないまです。 1日 8時間はいまです。 1日 8時間はいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまで					1日8時間以上(月128時間以上)	9	9	
1 就労 (注1)				月16日以上	1日6時間以上(月96時間以上)	8	8	(注2)
1					1日4時間以上(月64時間以上)	6	6	
1 副労					1日8時間以上(月160時間以上)	9	9	■お光記印書
自台	1 就労			月20日以上	1日6時間以上(月120時間以上)	8	8	■専従者の記載のある確定申告書(市
機業 月16日以上 日8時間以上 (月128時間以上) 8 8 8 ※上記建筑処理ができない場合も、自営業成労に関わるも、自営業成労に関わる。		自営業			1日4時間以上(月80時間以上)	6	6	
1日4時間以上(月64時間以上) 5 5 1日4時間以上) 5 5 1日4時間以上(月64時間以上) 5 5 1日4時間以上(月64時間以上) 5 5 1月					1日8時間以上(月128時間以上)	8	8	
協力者				月16日以上	1日6時間以上(月96時間以上)	7	7	(注2)
自営業就労内定 3 3 in			協力者		1日4時間以上(月64時間以上)	5	5	(/12)
上記以外で保育の必要性がある場合(内職等含む) 5 5 10 10 10 10 10 10				自営業就労内定		3	3	1. 就労していることがわかるもの(出勤簿3か月分、タイムカード3か月分、委託契約書、仕事に関する許可証等) 2. 報酬・販売等による収入等が確認できるもの(給与明細3か月分、通帳の給与振込ページ3か月分、報酬内訳等)
10		上記以外で保	・	· 生がある場合(P	内職等含む)	5	5	
実病 精神性(6カ月以上の治療期間を要する場合) 10 10 10 (疾病名、保育が困難な状況、 期間を明記) 3 疾病 障がい 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護認定4・5 10 10 10 障害者手帳の写しまたは介護保険 被保険者証の写し (本人欄、障がい名、等級、手帳番 号の部分) 4 同居の親族の 介護・看護 入院・自宅で常時臥床の看護、介護、付き添い 男体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 要介護度3以上の介護等 週4日以上かつ、1日4時間以上の看護、 介護、付き添い 上記以外の看護、介護、付き添い 10 10 10 5 災害復旧 求職活動または起業準備を行っている場合 求職活動または起業準備を行っている場合 3 3 」ハローワークカートなど求職活動をしていることがわかる第三者から応证明書※用意できない場合は誓約書 の第三者から応明書※用意できる・場所書できる・場所を記できる・書類等 7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■在学証明書 、就学時間が確認できる書類等	2 妊娠・出産						10	
3 疾病 障がい 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護認定4・5 10 10 ■障害者手帳の写しまたは介護保険被保険者証の写し (本人欄、障がい名、等級、手帳番 号の部分) 4 同居の親族の 介護・看護 の間島の親族の な で で で で で で で で で で で で で で で で で で		疾病			10	10	(疾病名、 <u>保育が困難な状況、</u>	
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、	。疾病		その他の			6	6	期間を明記)
P	³ 障がい					10	10	
入院・自宅で常時臥床の看護、介護、付き添い 10 10 10 10 10 10 10 1		障がい				6	6	(本人欄、障がい名、等級、手帳番
4 同居の親族の介護・看護 変介護度3以上の介護等 週4日以上かつ、1日4時間以上の看護、介護、付き添い 上記以外の看護、介護、付き添い 4 4 6 7 7 7 10 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>10</td> <td> /</td>						10	10	/
4 介護・看護 週4日以上かつ、1日4時間以上の看護、			身体障害	§者手帳1·2級	、療育手帳A、			
上記以外の看護、介護、付き添い 4 4 4 5 災害復旧 10 10 ■罹災証明書等 10 10 ■罹災証明書等 3 3 ■ハローワークカードなど求職活動をしていることがわか 求職活動または起業準備を行っているひとり親世帯の場合 10 10 る第三者からの証明書※用意できない場合は誓約書 7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■在学証明書 ■ 就学時間が確認できる書類 等	1 4		週4日以	.上かつ、1日4時			6	被保険者証の写し等
5 災害復旧 10 10 ■罹災証明書等 6 求職活動 求職活動または起業準備を行っている場合 3 3 ■ハローワークカードなど求職活動をしていることがわかる第三者からの証明書※用意できない場合は誓約書 7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■在学証明書 ■ 大学証明書 ■ 就学時間が確認できる書類等					付き添い	4	4	,
6 求職活動 求職活動または起業準備を行っているひとり親世帯の場合 10 10 10 10 る第三者からの証明書※用意できない場合は誓約書 7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■ 在学証明書 ■ 就学時間が確認できる書類 等	5 災害復旧					_		■罹災証明書等
び職活動 求職活動または起業準備を行っているひとり親世帯の場合 10 10 3第三者からの証明書※用意できない場合は誓約書 7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■ 在学証明書 ■ 成学時間が確認できる書類 等		求職活動また	は起業準	備を行っている場	合	3	3	■ 八口一ワークカードかど☆脚洋重加をしていることがわか
7 就学 学校や職業訓練校などに通っている場合 8 8 ■ ■ 就学時間が確認できる書類 等	6 求職活動	求職活動また	は起業準備	備を行っているひん	とり親世帯の場合	10	10	
8 その他 福祉事務所が必要と認める場合 (注3) (注3)	7 就学					8	8	
	8 その他	福祉事務所加	が必要と認る	める場合		(注3)	(注3)	

⁽注1)複数の事業所で勤務されている場合は、それぞれの就労証明書と、週間スケジュール表の提出が必要となります。また指数については、市の定める規 定により判定します。

自家消費等の収益を伴わない労働は対象外です。

[《]注2)「自営業中心者」とは、自営業主である者をいう。 「自営業協力者」とは、「自営業中心者」に該当しない者であって、理由なく就労時間に対して妥当な給与が支給されていない場合や、

⁽注3)福祉事務所長が必要と認める場合の区分は、それぞれの状態を考慮のうえ、判定します。

« 2 調整区分»

番号		項目	指数
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯で祖父母と別居している場合	16
2	いてりおいと市	ひとり親世帯で祖父母と同居している場合(世帯分離含む)	15
3	生活保護世帯	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	10
4	生計中心者の失業	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
5	子どもが障がいを有する場合	子どもが障がいを有する場合	3
6	育児休業明け	育児休業を取得しており、復帰する場合	2
		未就学児3人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合	6
7	兄弟姉妹の状況 (在園児がいる場合)	未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合(核家族)	5
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が既に在園している認定こども園等と同一の施設を第一希望施設としている場合(祖父母等親族と同居している場合/世帯分離含む)	4
		未就学児3人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合	3
8	兄弟姉妹の状況 (同時申込)	未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合 (核家族)	2
		未就学児2人以上の世帯で、兄弟姉妹が同じ月に同一の認定こども園等を新規に利用希望する場合 (祖父母等親族と同居している場合/世帯分離含む)	1
9	就労の状況	未就学児1人の世帯で、利用申込申請時点において両親が既に就労している場合	2
10	保育士	保護者が県内の認定こども園等で就労している。または、就労をする予定の保育士である場合 ※保育士証の写しを添付してください	15
11	介護職員	保護者が市内の介護サービス事業所等で就労している正規介護職員である場合	5
12	看護師	保護者が市内の病院等で就労している正規看護師である場合	5
13	継続利用	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童(連携施設を第一希望施設としている場合)	10
13	小座市にイリノコ	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童(連携施設以外を第一希望施設としている場合)	3
14	親族の状況	申込児童以外の就学前児童を保護者または祖父母等の親族が保育する場合	-5
15	17000	同一学区内で保育可能な65歳未満の祖父母等の親族がいる場合	-3
16	育休延長	希望する認定こども園等に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合	-10
17	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	(加点)
18	その他	その他市が定める事由	

- ※10・・・ 保育士証に記載されている氏が旧姓の場合は、運転免許証等の氏の変更が確認できる書類を提示してください。
- ※10、11、12・・・ 保育士、介護職員、看護師に該当する場合は、対象児童が在園中において当該職員であること等の誓約書を提出して いただきます。
- ※13・・・ 2歳児クラス以外は対象外です。
- ※17、18・・・内容により加点、減点を行います。

«3 優先区分»

		優先	順位
優先順位	項目	高い	低い
1	特別な支援を要する家庭、ひとり親家庭である	有	無
2	兄弟姉妹が既に同一の認定こども園等に在園している場合 ※在園・・・幼稚園部を除く	有	無
3	父母の基本区分の指数のうち低い方を比較し、指数の高い児童である	高	低
4	利用希望の順位が高い施設である	高	低
5	利用希望月の早い児童である	上位	下位
6	所得が低い世帯	低	高
7	利用申込時点において、児童および保護者が高島市内に住所を有している	市内	市外
8	保育を必要とする事由等を総合的に判断		

※6・・・優先順位6の基準となる所得は、令和8年8月以前の保育利用調整の場合は令和7年度課税所得(令和6年分所得)、9月以降 は令和8年度課税所得(令和7年分所得)を基準とします。

利用調整について

保育を必要とする事由により決定する「基本区分」と世帯の状況などにより決定する「調整区分」の合計指数を基に、

指数の高い児童から順に、希望する施設の空き状況を確認し、利用施設を決定します。 なお、施設の空き状況以上に申し込みがあった場合、「基本区分」と「調整区分」の合計指数の高い児童が優先となります。合計指数が同じ場合は、「優先区分」に基づき利用調整を行います。 利用調整は、第1希望の保育施設に調整できない場合は、順に第2希望、第3希望の保育施設で調整を行います。

・保育を必要とする事由を考慮



5. 入園決定(内定)後について

(1) 入園の辞退について

利用決定(内定)をしてから入園までの間に、施設を利用する必要がなくなった場合は、次の書類を支給認定証等と併せて提出してください。

【公立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」および「入園辞退届」を幼児保育課に提出してください。 【私立園】「教育・保育給付認定申請取り下げ申出書」を幼児保育課に提出してください。

※私立園の入園辞退の手続きは施設にご確認ください。

(2) 入園月の変更について

入園決定後の入園月の変更は、原則出来ません。ただし、入園児童の疾病等により、予定していた月の入園がやむを得ず困難となった場合は、幼児保育課までご連絡ください。

(3) 利用施設の変更について

利用施設の変更は出来ません。

(4) 入園までの認定内容の変更について

【就労等で利用決定(内定)しているが、妊娠の確定を受けた場合】

保護者の「妊娠・出産」以外の事由で保育の必要性が認定され、入園月の前々月から入園月の翌々月の5か月間に保護者の出産があった場合は、<u>保育の必要性を「妊娠・出産」に変更し、再度審査を行います</u>ので、「母子健康手帳の写し(保護者の氏名、分娩予定日の頁)」と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

【就労で利用決定(内定)したが、退職して求職活動を行う場合】

入園決定(内定)を取り消しますので、入園の辞退の手続きをしてください。<u>求職活動を行う場合は、再度</u>利用申込が必要です。

(5) 退園について

として補助をしています。

必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。原則、退園日は末日となります。入園後に**児童の病気や保護者の里帰り出産等で1か月以上通園できない場合や、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。**

※詳しくは、P59 をご確認ください。

- ※市外に転出するときも同様に、退園手続きをしてください。
- ※私立園を利用の方は、私立園に退園届を提出してください。提出後は取消ができないのでご注意ください。

6. 幼児教育・保育の無償化について

現在、国の幼児教育・保育の無償化が実施されています。利用者負担額(保育料)について対象となるのは、 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども達です。また、0歳から2歳ま での子ども達については、住民税非課税世帯が同様に無償化の対象となりますが、高島市では、国の無償化の 対象とならない子ども(0~2歳までの住民税課税世帯)の保育料も市が独自に完全無償化を行っています。 また、給食費(主食費・副食費)についても、公立・私立を問わず施設の利用者については市の子育て施策

7. 転入予定の児童の申し込みについて

申し込み時点では市外在住であっても、利用希望開始月の前月の末日(期日)までに高島市へ転入予定の児童であれば申し込みを受付します。

申し込みについては、市内在住者と同様に行います。ただし、期日までに高島市に住民登録をされる必要がありますので、誓約書に期日までに住民票を高島市に異動することの誓約を記入し、必要書類と併せて提出してください。

期日までに住民登録がない場合は、入園決定(内定)を取り消します。

- ※受入枠を超える申し込みの場合は利用調整を行いますが、合計指数が同じ場合は、『3 優先区分』に基づくため、高島市民の申し込みを優先します(P15参照)。
- ※誓約書は高島市ホームページからダウンロードできます。
- ※郵送、FAXによる受付は行いません。オンライン申請は可能です。

8. 広域入所について

(1) 高島市から他市町村の広域入所について

高島市に住民登録のある児童が、保護者の勤務等の都合で高島市外の認定こども園等への入園を希望する場合は、事前に希望する認定こども園等所在の市町村に申込締切日や必要書類等の注意点をご確認のうえ、幼児保育課にお問い合わせください。

高島市と認定こども園等所在の市町村との協議により入園の可否が決まります。ただし、当該市町村の事情によって入園できない場合があります。

【広域入所の流れ】



(2) 他市町村から高島市の広域入所について

高島市で就労している等の理由により、高島市内の保育施設への入園を希望する場合は、住民登録のある市町村に申し込みをします。申込書類が締切日までに高島市で受付されていることが必要になります。※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。

高島市民の利用調整後、利用希望施設に空き定員がある場合のみ、他市町村からの広域入所の利用調整を行います(一斉申込では二次調整以降の対象となります。ただし、県内の保育施設で就労している保育士は除きます)。

広域入所の利用期間は当該年度中となるため、次年度も引き続き利用を希望する場合は、毎年申し込みが必要です。

9. 在園中の認定変更手続きについて

年度途中で、保育を必要とする事由、保育の必要量(短時間保育→標準時間保育)を変更する場合は、毎月 10日までに必要書類が提出された場合に限り、翌月1日から認定の変更をします。認定区分(1号認定→2 号認定)を変更する場合は、変更したい月の前々月の末日までに必要書類を提出してください。(必ずしも認定 区分の変更ができるわけではありません。先に施設にご確認ください。)

住所の変更や就労状況の変更、妊娠等その他生活に変化がありましたら幼児保育課までご相談ください。

【提出期限】認定変更:変更したい月の前月10日まで(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)

認定区分変更:変更したい月の前々月の末日まで(末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)

【受付場所】高島市役所 幼児保育課(新館2階)

【受付時間】9時00分~17時00分

【必要書類等】施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書

保育の必要性が確認できる書類(変更対象保護者)

マイナンバー確認書類

交付されている支給認定証

手続きをされる方の本人確認書類

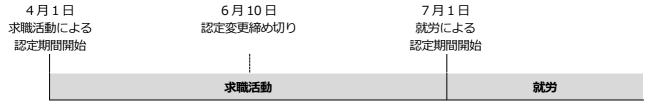
※必要書類等は、P9を参照してください。

よくある事例 ※手続きには、事例で挙げている書類の他に上記の必要書類を提出してください。

(1) 求職活動を事由に新規入園したが、就労した場合

認定期間中(最長3か月)に就労した場合は、保育を必要とする事由を変更しますので、認定期間終了月の10日までに就労していることを証明する「就労証明書」を提出してください。

※求職活動での認定は同じ年度内で一度だけです。期間延長はできません。



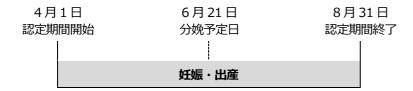
- ※認定期間は6月末までですが、翌月からの変更の締め切りとなる**6月10日まで**に提出をすることで、翌月 以降も継続利用が可能となります。
- ※保育必要事由が認定期間終了月の10日までに確認できない場合は退園になります。

(2) 就労していたが、退職して求職活動を行う場合

保育を必要とする事由を変更しますので、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。変更申請書の提出後、認定期間が3か月間に変更され、認定事由が「求職活動」に変わります。

(3) 妊娠・出産を事由に新規入園した場合

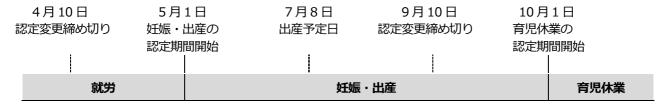
母子健康手帳に記載されている分娩予定日を基準として、産前2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・ 出産」としての認定期間となり、期間満了後は退園することになります。



(4) 就労していたが、第2子以降を妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合

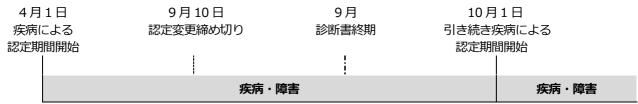
母子健康手帳の交付を受けたら、「母子健康手帳の写し」を提出してください。分娩予定日を基準として産前 2か月・産後2か月目の月末までが「妊娠・出産」としての認定期間となります。保育の必要量や認定期間が 変わるため、「教育・保育給付認定変更申請書」が必要です。

その後、育児休業の対象となる児童が満1歳になる月の月末まで、「育児休業」として認定を受けることができます。育児休業の期間を証明する「就労証明書」を提出してください。



(5)疾病を事由に新規入園したが、引き続き事由が疾病に該当する場合

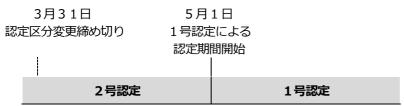
診断書に記載の期間までを認定期間としており、引き続き事由が該当して保育が必要となる場合は、認定期間終了月の10日までに期間等が明記された「診断書」を提出してください。



※診断書に記載の期間が9月までの場合、認定期間は9月末までです。10月から引き続き「疾病」で認定申請する場合は、9月10日までに手続きが必要です。

(6) 1号認定から2号認定への変更、または2号認定から1号認定へ認定区分を変更する場合

保護者自身が必ず利用施設に変更が可能か事前に確認のうえ、認定の変更申請をしてください。なお、1号認定から2号認定へ認定区分の変更をする場合は、保育の必要性が確認できる書類(P9参照)を提出してください。



※施設の定員等により、変更ができない場合があります。あらかじめ利用施設にご相談ください。

(7) 在園中に勤務先を変更した場合

新たな勤務先で証明した「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。保 育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」が必要です。

(8) 住所や保護者名等を変更した場合

住民票の異動や戸籍を変更した場合は、「教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出してください。世帯員の変更も伴う転居をされた場合は、「教育・保育施設給付認定変更申請書」も必要です。

10. 延長保育等について

高島市内の認定こども園等では、在園児が保護者の就労等のやむを得ない事情等で認定を受けている時間を超えて保育を必要とする場合や未就園児が一時的に保育を必要とする場合について、以下の事業を実施しています。ここで説明している時間や料金等は公立園の場合です。詳しくは施設にお問い合わせください。

※一部対象でない施設もあります。

(1)延長保育

2号・3号認定の児童について、認定の保育時間を超えて延長保育を実施します。

【公立園の場合】

認定区分	延長保育の実施時間	延長保育料
/D 女 伝 吐 眼	7時30分~ 8時	
保育短時間 	16時30分 ~ 19時	30分当たり 100円
保育標準時間	18時30分 ~ 19時	

(2) 一時預かり事業(幼稚園型)

1号認定の児童について、教育標準時間を超えた時間や夏季休業日の預かりを行います。 【公立園の場合】

利用日	利用時間帯	一時預かり利用料
平日	14時30分 ~ 16時30分	30分当たり 100円
	8時30分 ~ 12時30分	利用基本額 1回当たり 400円
夏季休業日	12時30分 ~ 14時30分	1時間当たり 100円
	14時30分~16時30分	30分当たり 100円

(3) 病児保育

入院の必要はなくても、病気のために幼稚園・認定こども園等に登園できず、保護者の就労等の理由により 家庭で保育を行うことが困難な児童を対象に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 高島市病児保育室 「おひさま」

〒520-1121 高島市勝野1667番地 高島市民病院 健診棟1階 080-5706-9555 (保育室専用の携帯電話です。)

(4) 一時預かり事業 (一般型)

未就園児がいる保護者が一時的に家庭で児童を保育できないとき、保護者の病気等の緊急時や保護者の心身の負担を軽減するために、認定こども園等で一時的に保育します。

詳しくは高島市ホームページをご覧いただくか、施設にお問い合わせください。

11. 随時申込について

一斉申込終了後に保育が必要になり申し込みされる場合は、次のとおり随時申込を受付します(一斉申込等で待機となった児童の認定変更も含みます)。※私立の1号認定については、直接施設にお問合せください。

【受付期間】令和8年3月2日以降随時 利用希望月の前々月の末日まで (末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)

【受付場所】高島市役所 幼児保育課(新館2階)

【受付時間】9時00分~17時00分(窓口延長開庁日であっても、時間外の受付は行っておりません。)

【必要書類】P7参照(一斉申込と同様です。)

【結果通知】受付した月の翌月20日頃に文書で発送します。

※2・3号認定については各支所および施設では受付はできません。

※保育の必要性が高い場合であっても、申し込み多数の場合や施設の状況により、希望された施設を利用できないことがあります。

教育・保育給付認定申請・施設利用申し込み(記入方法はP22以降参照)

- ●公立園、私立園とも幼児保育課の職員が受付します。
- ●必要書類を確認します。P7 をご参照ください。



利用調整

- ●申請者の希望、認定こども園等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整を行います。
- ※利用調整とは、市が定める「保育施設等利用調整にかかる指数表」に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うことです。

決定(内定)した。

決定(内定)しなかった

利用決定等通知

●利用施設の決定(内定)後は、以下の書類を送付します。

【公立園に決定】利用決定通知書および支給認定証

【私立園に決定】利用調整結果通知書および支給認定証を送付 (決定通知書は施設から通知)

入所保留通知

- ●利用調整の結果、認定こども園等のクラスに空き定員が無い場合は、入所保留(待機)となり、保留通知書および支給認定証を送付します。
- ●保留の有効期限内で翌月以降も利用調整を行い、利用可能となった場合にのみ保護者に連絡します。
- ●年度内に入園できなかった場合で、次年度も利用調整を希望する場合は、改めて次の年度の利用申し 込みが必要です。

入園

●入園後、児童の集団生活への適応等を目的として、ステップ保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。 ※ステップ保育の期間については、児童の成長により個人差があります。

様式第	第3号	号第5条	Detroite en				・2号認定	3号認定	申請者)		
			施設	型給付員。							
	古自	島市長		教育·保育	浴	付認定甲語	請書	令和	年 月 日		
-			タカシマ タロウ		連	自宅 25-80	037	חזים	受付年月日		
,	. 23	ガナ) 氏名	高島 太郎		絡	7	39/		XIII-VIII		
	M D发生		〒520-1592		先	訂正する際	8、修正テープ等	掌は使用しないでください。			
3	但能 。	当住所	1320-1392								
	IN DEC	312//1	高島市新旭町北州	田565番地							
		ガナ)	タカシマ ジロウ			生年月日	性别	保育の希望	障がい者下帳等の有無		
Į.		かかる 氏名	高島 次郎		令和		☑男	☑有	- 数 有		
個人霍		マイナンバー	0000 00	000 0000	C	00年00月00	□女	一無	☑無		
			は「小規模事業所・家庭的保」	育事業所・認定こども園(保	育園部	一方式			を希望される方は無になりま		
※「有」の	方は以	Fの~③に記。	入し各種必要書類を添付してく			记入L添付書 2号認	定・3号認定の申請 -	→『有』にO			
米巴带刀	2321		民票の住所が同じ場合は世 フ リ ガ ナ	20.700 00 00		Am = /r + El + El		個人番号	1		
	続	柄	氏 名	生年月日		令和 <mark>7</mark> 年1月1日 時点の住所	職業·通学(同)先等	(マイナンバー			
			タカシマ タロウ	昭平		山高島市	en illien	0000	☑男		
	3	2	高島 太郎	〇〇年〇〇月〇	OB	☑高島市外(大津市)	会社員	0000	77		
			タカシマ ハナコ	超・平		☑高島市		0000	□男		
申請	E	3	高島 花子	〇〇年〇〇月〇	ОВ	□高島市外 ()	パート	0000			
児			タカシマ イチロウ	大·昭·平·冷		☑高島市	and the second second second	0000	☑男		
童	5	2	高島 一郎	〇〇年〇〇月〇	ОВ	□高島市外 ()	子育で小学校	0000	- -		
の世	920		タカシマ サブロウ	大·昭·平·令		☑高島市	÷	0000	☑男		
帯	ġ	B	高島 三郎	〇〇年〇〇月〇	ОВ	□高島市外 ()		0000			
状況			タカシマ イチノスケ	大昭・李・令		☑高島市	201327	0000	☑男		
_	父0	父	高島 一之助	○○年○○月○○E		□高島市外()	農業	0000			
世帯			タカシマ サユリ	大昭·李·令	大 <mark>昭·•</mark> ·令		無職·身体障害	0000	□男		
員	父0)母	高島 さゆり	OO年OO月O	ОВ	□高島市外 ()	者手帳1級	0000			
_				マイナンバーオ		#L アノギさい	、提出の際には	************	た変形します		
				AND THE RESERVE OF THE PARTY OF		,バーであるこ		., X072 m.	2 NE DO CA y a		
				②手続きを行 詳しくはP7を		いる方の本人					
				詳しくはこと	了 沙 州	RUCKER	**				
	1	家庭状況	□生活保護受給	世帯 □ひとり親家庭	I 🗆	在宅障がい児(者) のいる世帯 [· □左記以外			
- 3	認定(令和〇〇年〇	○月 1日 から		和 年 月	末日まで「▽小学	や校就学前まで			
্ঠ	7布室9	する期間		Company of the Compan			手帳の写しを必				
伊芸の書	cii co	いましまで	X	疾病・障害 3. 刀護寺)	4. 火	The same of the sa					
		必要とする理 希望時間		.35					尺してください。		
and the control of		の有無」欄で 外 記入)	有 母 1 就労 2. 兆 8. その他 (k病·障害 3.介護等)	4. 以	《舌俊旧 5. 水臓》	古動 6、 就学 7.!	辻城・出産	,		
U.	פנט ב <i>ת</i> נ	P ECA)	8時 30	分~ 16時 3	0分	(1日 8 日	時間) 同相	票準時間 ☑短	時間		
●祖父	は母の	犬況 ※利	 用希望開始時点の情	報を記載してください。	祖纪	父母の状況(同居	雪・別居や年齢等)	も必ず記載を	してください。		
		CONTRACTOR DESCRIPTION	別居(町内・町外)		V	□同原	☑ 別居(町	内· 町 列)			
父方祖	1.6	申込児童の何	果育 □ 可·☑ 不可(2	下可の場合の事由↓)		ま方祖父 (PO)歳 申込り	見童の保育 □ 可・	☑ 不可(不可の場	場合の事由↓)		
(00		☑就労 □介	護 □疾病 □離別・不明	□死去 □その他	(○○)歳 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
<> 	Market Property Co.	☑同居 □	別居(町内・町外)			1 万 担 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	國別居(町戸	(町内・町分)			
父方祖(〇〇		申込児童の何	果育 □ 可·☑ 不可 (2	下可の場合の事由↓)	母方祖母 (○○)歳 申込児童の保育 □ 可・☑ 不可 (不可の場合の事由↓)				場合の事由↓)		
		対学 介	煮 ☑疾病 □ 離別・不即	ロをナ ロその他	1		1 口介護 口疾病 口	部別・不明 日外フ	トロその他		

●家庭状況	②(※該当者のみ)			記入例(1号認定・2号認定・3号認定 申請者)	
	上活保護	□適用なし	□適用あり		
ひとり親	児童扶養手当	□認定あり	□認定なし	し □申請中	
家庭	事由	□離婚 □別居(□未婚 □その他() 月ごろから、離婚調停:□なし □あり※証明書添付)	
●兄弟姉妹	同時申込における	意向確認	(※該当者のみ)	
	妹の同時申込 □ なし	☑一部の児	!童だけでも入所を	を希望する	
	」 なり ☑ あり			R育方法: <mark>認可外保育施設を利用して働く。</mark>) Rい場合、入所できません。	
	仏は別途必要		・尹田にめコしんし	トレーカロ、ノリル くこみ ご ル・	
●入所保留	3時の保育必要性に				
入所でき	よい場合について	□育休を延 ☑引き続き (認可が □保育必要		希望する(入所までの保育内容の予定をご記入ください) <mark>用する。</mark>) 産に該当する	
		□その他()	
●外国籍児	皇(※該当者のみ))			
母国	語について	□ベトナム	.語 □英語	□ポルトガル語 □タイ語 □中国語 □その他()	
		父	□少しできる(□できない→通	,	
日本語の	の会話・理解等	母	□少しできる(□できない→通	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		児童		すことができる・書くことができる・読むことができる) (少し話すことができる・少し書くことができる・少し読むことができる) 通訳方法(
●個人情報	の提供等及び、虚	偽記載時の	の処分への同意	音書	
次の同	意事項について確認				
[Z]	由請書・利田中汽書	_		同意事項及び施設利用にあたっての確認事項 ・、市役所職員が聞き取らせていただいた内容については保育に役立てるため、	
141				保育施設・事業所に情報提供すること。	
V		,		・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)および た利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して情報提供すること。	
 ✓	令和8年度の支給認	定証の交付(こあたっては申請か	から30日を経過する通知になることがあること。	
Ø	就労先へ就労状況を	確認する場合			
Ø	申請事由の事実確認	別ができない場	景合や、虚偽の申行	申告があった場合は入園決定の取り消し、もしくは退園となることがあること。	
次の事	項を確認のうえ、□	こし点をチ	エックをしてくだ	ださい。	
☑			,)、通常の保育時間より早い時間での降園となります。 (時間や期間は各園にご確認ください。)	
Ø	登園・降園時以外に	も児童の体調	不良などにより園	園から送迎をお願いすることがあります。送迎が可能な園の申込みをお願いします。	
Ø	在園中に、保育必要	事由に変更が	があった場合は、変	変更の手続きが必要になります。必ず幼児保育課へ申し出てください。	
☑	認定変更の提出期限 退園となることがありま			更の手続きがされない場合は保育必要事由が確認できないため 8ください。	
上記の ます。				らり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請し	
	内容をこ確認の 高島市長 宛て			ックしていただき、保護者の署名をお願いします。 - 年 ○月 ○○日 保護者氏名 高島 太郎	

	特定教育施設・保育施設等 利用甲込書 (入園申込書)													
		引市(福祉 设管理者	上事務所)長 様 様					4	令和○	〇年〇〇月	300l	3		
<i>I</i> —	E	(フリガナ)	タカシマ タロウ		連	自宅	25-8037	,			受付	年月日		
保	氏		六白 上郊		絡	父携帯	090-00	000	-000	0				
護	名		高島 太郎	_	先		080-00	000	-000	0		_		
者	住所	〒520- 高島市	1592 新旭町北畑565番地				が許容で けが、指			lを入れて・ ます。	くださ	is.		
申込	氏	(フリガナ)タ	カシマ ジロウ		性別		生 年	月	日	令和8年4月1日	現在年齡	認定番号		
込 児 童	名		高島 二郎	9	夏 ·女	分	① 〇年〇〇	月〇	〇日 生	() 歳			
V	希望	する認定と	ども園等に入所できない場	場合、育児	休業の	延長も許	容できる。	※左記項	目にチェック	フすると、利用調整	における優	先順位が低くなります。		
利用		1希望	子育てこども			氢	□認定こと	tall (□幼稚園	□保育園) □家庭的保				
希望	第2希望 文接ごとも 園 □幼稚園 □小規模保育 □家庭的保育													
施設														
利	利用希望期間 令和〇〇年〇〇月 1日 から □令和 年 月 末日 まで □小学校就学前 まで													
●保	護者	情報	利用希望期間は令	和8年4	月か	ら令和	9年3月	まで	です。					
続	柄		保護者氏名	年齢	p		甲込時	保育。	必要埋田	Ħ	就労夠	比名·電話番号		
3	ζ	를	高島 太郎	00	歳	就労 2. 5.求職 6.	疾病・障害 就学 7.その	3.介護 他(等 4.災害	雪復旧)	(株)〇〇 TEL:〇	0-0000		
£	}	ii.	高島 花子	00	_		疾病·障害 就学 7.出產			写復旧)	〇〇病防 TEL:〇	0-0000		
●57	弟・	姉妹在園	児 令和8年4月1日	時点の情	報を記	己載して	ください							
続	柄		児童名	クラス年	齢		į	在籍國	園			状態		
5	自		高島 三郎	0	歳児	子育で	こども		_	☑ 保育園部 □ 幼稚園部	□ 在園 □ 申込			
				1	歳児					□ 保育園部 □ 幼稚園部	□ 在園			
				ì	歳児					□ 保育園部 □ 幼稚園部	□ 在園□ 申込			
●児	重の	保育状況	現在の申込児童の	保育状況	を記載	或してくた	<i>"さい。</i>							
☑ 自宅保育(父 母·祖父母) □ 同伴就労(父·母) □ 職場内託児所(父·母)														
	忍定さ	こども園・認	窓可外保育施設などに	在園中	(施設	2名:)				
口光	豪育	施設などに	在籍 (施設名:)							
□ ₹	の他	(具体的	סוכ)			
上記	上記のとおり施設利用を申し込みます。													
	保護者氏名 高島 太郎													

記入例(1号認定・2号認定・3号認定 申請者)

児童の健康状況調査票

○ご記入いただいた内容については、利用する施設ならびに市が関係機関において、施設における教育または 保育に関する目的以外には使用しません。

保育に関する目的以外は	には使用しません。					
児童の氏名: 高	色 一郎		【児童の生年)	月日】		
児里の氏名: 同			令和 ○	〇 年	〇〇月 〇〇日	_
		傷病名				
		通院状況	□年 □月 □週に()回程度	
	日中に必要な薬があります	すか。 🔽なし	□あり			
	※「あり」の場合 ⇒ (薬名:) (いつ必要か:)	
	日常的に必要な医療的な				,	
定期的な治療・通院	※「あり」の場合	11 <i>(27/24 **)</i>	*ㅁ ^ 기사 가 려 구요/	. ,	, ,	
について			導尿・インスリン注射・その他] ())	
	その他、健康上の配慮が	必要な場合は	具体的に記入してください。			
	特になし					
	付になり					
	□ なし・□あり・□まだ □ また □ ま	わからない				
アレルギー	※「あり」の場合 ⇒□食物アレルギー() 除去 □不	要・□』	必要	
について	□その他のアレルギー	()			
			園決定後、医師の診断書(生活			
	最後に受けた健診の情報	录 ☑ 1歳	3か月健診 令和○○年	〇〇月	○○日受診 ・ □未受	き診
	0 +	7 17 0 30 1 1 -	。 マルナノール、* 芒 + - マノ + - マ -	L*+ 10+-	- 1.	
	ラまで受けた健診等であ	ナ様の発達に.	Oいて特に指導を受けたことが	いめりよ?	3 /J'。	
乳幼児健診	□	担今 その内の	『を具体的に記入してください	,)		
	<u> </u>	物口、CのP3 を	re共体的に記入してNECV	, 1)		
	☑なし・□あり⇒ (障害	 E名·		 級:)	
療育手帳	☑なし・□あり⇒ (障害			"~· 級:)	
	施設利用にあたり配慮す				,	
その他						
私の子どもの健康物	状態や発達状況等について	、市が子どものカ	布設利用のために関係機関	に対し問	別い合わせ等されること、	
併せて必要な情報を	施設管理者が把握すること	に同意します。				
令和○○年○	○月○○日					
		保護	善高島太	郎		
						-

就労(復職)に関する誓約書

(宛先) 高島市長

下記の児童について認定こども園等の利用申込を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

• •									• • •	
	児童	氏名		高島	次郎					
生	年	月	日	令和		○年	〇〇月	ООВ		
就分	労開 姉	始年月	月日		000	○ 年	○月	ООН		
(1	复職名	年月日	∃)							

復職の場合、利用希望の翌月15日までに復職となります。 (例)令和8年4月利用希望月の場合、令和8年4月1日から 以下の項目について確 令和8年5月15日までの復職日を記入します。

- ☑ 就労証明書に記載の就労時間と日数以上で就労します。
- ☑ 育児休業から復職する場合、就労証明書に記載の就労先で復職します。
- ☑ 復職・内定の場合、入園月の1日から翌月15日までの間に就労開始します。
- ☑ 育児のための短時間制度を利用する場合は、下記の就労時間日数で復職します
 - ・就労日数 月間 20日
 - 就労時間 一日 8時間

また、現時点で詳細が不明の場合は下記の要件を必ず満たして復職します。

- ・就労証明書6に記載の、就労日数(月間 日)での復職。

・就労時間が一日6時間以上

※この条件を満たさない場合、減点になり入園決定が取り消され再度申請が必要になります。

☑ 上記項目を満たさない場合は、入園決定を取り消されても異議申し立てません。また、入園後に発覚した 場合に、退園とされても異議申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 ○年 ○○月 ○○日

保護者 住所 高島市新旭町565番地 続 柄 母 氏名 高島 花子

この誓約書は、<u>就労する保護者1人につき1枚必要です</u>。父母ともに就労をしている場合は、 それぞれ1枚誓約書を自署してください。

)

自営業就労に関する誓約書

(宛先) 高島市長

下記の児童について認定こども園等の利用申込を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

	児童	:氏名		高島	次郎					
生	年	月	日	令和	(○ 年	〇〇月	ОО В		
就夠		台年月	月日		0000)年	○月	〇〇 日		

以下の項目について確認(☑)し、記名してください。

- ☑ 就労証明書に記載の就労時間と日数以上で就労します。
- ☑ 自営業中心者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。 確定申告書(市県民税申告書)※直近のもの

※開業したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。 (ただし、書類の発行日から1年以内のもの)

開業届出書・営業証明書・その他(

□ 自営業協力者に従事しているため、下記の添付書類を提出します。 専従者の記載のある確定申告書(市県民税申告書)・源泉徴収票等、就労していることがわかる公的書類の写し

- ※自営業協力者に従事したばかり等で上記の書類が提出できない場合は、下記の書類等を提出ください。
- 1. 就労していることがわかるもの(出勤簿3か月分、タイムカード3か月分、委託契約書、仕事に関する許可証等)
- 2.報酬・販売等による収入等が確認できるもの(給与明細3か月分、通帳の給与振込ページ3か月分、報酬内訳等)
- 3. 月間スケジュール3か月分

※上記いずれの書類も用意できない場合、自営業就労内定となり指数は3点となります。 また、利用開始希望月より3か月以内に実績の提出(同上3点)が必須です。 提出できない場合、実態が把握できないため退園となります。

✓ 自営業の実態が確認できない場合、入園決定を取り消されても異議申し立てません。また、 入園後に発覚した場合に、退園とされても異議申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 ○年 ○○月 ○○日

保護者 住所 高島市新旭町565番地

<u>続 柄 父 氏名 高島 太郎</u>

この誓約書は、<u>自営業就労する保護者1人につき1枚必要です</u>。 父母ともに自営業就労をしている場合は、それぞれ1枚誓約書を自署してください。

就労証明書

記入例(2号認定・3号認定 申請者)

高島市長 宛

事業所の皆様へ

お忙しいところ申し訳ございませんが、証明書の記載をお願い します。不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡くだ さい。

また、高島市のホームページにてExcel版をダウンロードしていただくことも可能です。

証明日	西暦	20	25	年	9	月	9	日		
事業所名	00	00株式	式会社							
代表者名	00	00								
所在地	滋賀	『県高島で	市新旭田	ΤΟΟ	番地					
電話番号	0	000	_	00	00	_	00	000		
担当者名	00	00 00								
記載者連絡先	0	000	_	00	00	_	00	000		

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目						記載	載欄						
		☑ 農業・林業	□漁業		鉱業·採石	業・砂利採耳	取業	□ 建設業	k \Box	製造業		□ 電気	ガス・熱供給	·水道業
		□ 情報通信業	□ 運輸業·	郵便業 🗆	卸売業・小	売業		□ 金融第	業·保険業			口 不動	産業・物品賃	貸業
1	業種	□ 学術研究·専門·技	術サービス		宿泊業·飲	食サービス	業	□ 生活團	関連サービ	ス業・娯楽	業		医療·福祉	
		□ 教育·学習支援業	□複台	ナービス事	業 口	公務		口その他	<u>t</u> ()	
	フリガナ	タカシマ ハナコ												
2	本人氏名	高島 花子								生年月	日 1	995	年 1月	1 1 8
_				期間	1	2005	_			00	00 -			
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 ☑ 有期	(無期の場	合は雇用開始日	日のみ)	2025	年	4 月					31 日	
4	本人就労先事業所	名称	0000株	式会社							合、NO.14	こ更新の	の有無につい	ハてチェック
	1 7 13/25/52 7 5/4/5/	住所	滋賀県高島	市新旭町(〇番地				ください	•				
5	雇用の形態		パート・アルバ	1F 🗆	派遣社員	口 契約社	t員	□ 会計4	F度任用 _销	战員 🗆	非常勤・臨時	職員	口 役員	
		□自営業主□	自営業専従者		家族従業者		内職	□ 業務委	委託	□ その	他()
		月火水木	金土日	祝日			間	160	時間	0	分(うちか	*憩時間	記載不要分	(1
			☑ □		PH I									
	就労時間	一月当たりの就労		目間	20	日 一;		こりの就労		週間	5	日		
	(固定就労の場合)	平日 9	時 0	分	~	17	時	0			記載不要分	})		
6		土曜	時	分	~		時		分(うち	休憩時間	5	})		
		日祝	時	分	~		時		分(うち	休憩時間	5	})		
		合計時間	☑ 月間	□ 週間	16	60 時	間	0	分(うち	休憩時間	記載不要分	})		
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数	☑ 月間	□週間	20) E	1							
	(XXIIIII)	主な就労時間帯 ・シフト時間帯	9 時	0	分 ~	17	時	0	分(うち	休憩時間	記載不要分	子)		
	就労実績	年月 2025	年 6	月	年月	2025	年	7	月	年月	2025	ŧ į	3 月	
7	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	20 日/月	160.00 B	寺間/月	20	日/月	160.0	0 時間	間/月	20	日/月 1	60.00	時間/月	
	産前·産後休業の取得	☑ 取得予定 □	取得中											
8	※取得予定を含む	期間 2025	年 10	月	1 日	~	,	202	25 年	12	月 31	日		
	育児休業の取得	☑ 取得予定 □	取得中 □	取得済み										
9	※取得予定を含む	期間 2025	年 1 月	1 日	~ 20:	26 年	11)	月 1]の内定があ 帚できるか否
	産休・育休以外の休業の	□ 取得予定 □	取得中 □	取得済み	理由	□介護	休業			記載してく				,
10	取得	期間	年 月	日	~	年	J	月			こ入園保留 N否か記載			は休業が延長
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定 □	復職済み	2026	年 1	1 月	2	日	- 11	IE CON ON	.口小.叱軟	U C \/_	Cv.º	
	育児のための短時間	☑ 取得予定 □	取得中		期間	2026	年	11 月	2 日	~ 20	27 年	<mark>11</mark> 月	1 日	
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯	9 時	0	分 ~	15	時	0	分(うち	休憩時間	記載不要分	})		
	次取特アルを含む	・シフト時間帯							,, ()	11-15/4-3 [11]	10-11 12 1	,		
13	保育士等としての勤務実態 の有無	口有 口有(予)	È) 🔽 🗐	この書										
	2) H VIII										ってくだ	さい。		-
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□ 有 ☑ 有(予)	È) 🗆 🗆	保護者										
45					والتكامل					に無断で	で作成し又	は改変	でを行った。	ときには、
15	入所内定時育休短縮可否	☑可 □可(予)	_	刑法上の						>/+ 1	自由か	こ:田:	当者に問	I.A
16	育休延長可否	☑可□□(予)		かせる				4 W. CO.	.ഗപഖ ⊏	110/16	י עינוי (בבבין	ישונט	3315F	JO - EI
17	単身赴任期間(予定含む)	#	月	17 = 0	<i>\'</i>	りつみり	0							
18	備考欄	旧辛夕												
		児童名		000										
		00 00	2	022 年	5 月	5	Ħ	0	サジャ	*				
19	保護者記載欄	児童名		025 年	生年月日			0	施設名	雷	口 利用中	Ø	申込中(第一	希望)
		00 00	2	025 年	11 月	1	日	J	ひこども	X				
	この欄は保護	者が記載してください		<u></u>	生年月日				施設名		口 利用中		申込中(第一	希望)
				年	月		日							

高島市役所 子ども未来部 幼児保育課 0740-25-8037

記入例(2号認定・3号認定 申請者)

)スケジュール表

	月	火	水	木	金	土	日
8:00							
9:00	力。打		(計)		1 a fi	現場	
10:00	職 ち 場 合 1 わ		職 5 場 合 1 わ		職ち場合	作業	
11:00	t		ŧ		t	職 場 1	
12:00	休憩		休憩		休憩		
13:00				終		務 作	終
14:00	が、対の、対策を	(報 報 告	が、対策を	日 休	(事職者	戦	日 体
15:00	場 合 2 わ)	場 書 2 作 成	場合 2 わせ	み	場 作 2 業	場 1	み
16:00	——————————————————————————————————————						
17:00							

【記入上の注意点】

- 1:記載事項に整合性がない場合や、虚偽がある場合、保育を必要とする事由に該当しないと 認められる場合は希望する認定が受けられません。
- 2:保護者の就労状況等を確認するための重要な資料となりますので、1週間の状況を詳細に シューアください
- 3:移動時間は就労等の時間に含みません。また、就労等の場所も記入してください。

合計0時間

この欄は幼児保育課職員が使用しますので記載不要です。

0時間 0時間

【その他のスケジュール等】

例:第3月曜日は病院の付き添いがある、火曜日は20:00 \sim 6:00まで夜勤など

職場1は○○株式会社、職場2は××株式会社

※ケアプラン(1週間の計画表)などがある場合はそちらの提出でも代用できます。

保護者氏名

•• ••

児童氏名

就労に関する誓約書(保育士・介護職員・看護師)

高島市長 宛

私は、高島市の認定こども園等の利用調整にあたり、保育士※1または介護職員※2、看護師※3として勤務することを条件に優先的に取り扱われることを希望するため、本誓約書を提出します

令和00年00月00日

保護者住所 高島市新旭町北畑 565 番地

保護者署名 高島 太郎

児童氏名	児童生年月日				
高島 二郎	令和00年00月00日				
高島 三郎	令和00年00月00日				
	年 月 日				

以下の内容に誓約・同意します。

- 1. 認定こども園等利用開始から1年以上、下記就労(予定)先・就労開始日のとおり就労します。
- 2. 就労(予定)先を退職(内定取消を含む)した場合は、1か月以内に保育所等(県内)・介護施設(市内)・病院等(市内)で就労します。
- 3. 上記事項を満たさない場合は、退園または入所取消となっても異議を申し立てません。

就労 (予定) 先

施設・事業所名 子育てこども保育園

就労開始日

平成〇〇年〇〇月〇〇日から就労開始(予定)

【注意事項】

- ※1 県内の保育所等待機児童の解消に寄与する施設で就労している、または就労する予定の保育士、幼稚園教諭、保育 教諭または看護師である。
- ※2 市内の介護施設サービス事業所等で就労している正規介護職員に限る。(事務職、理学療法士等は対象外です。)
- ・就労証明書を併せてご提出ください。(記載内容に虚偽があった場合は、認定こども園等の利用を取消すことがあります。)
- ※3 市内の病院等で就労している正規看護師に限る。(事務職、理学療法士等は対象外です。)
- ・就労状況が変更となることがやむを得ない事情による場合には、個別の状況により判断します。

求職活動に関する誓約書

(宛先) 高島市長

下記児童について教育・保育給付認定を申請するにあたり、現在求職活動中または求職活動予定のため、事業従事の証明書を提出できません。つきましては、下記のとおり誓約し、求職活動のため教育・保育給付認定の申請をします。

児	童	氏	名	00	00
生	年	月	日	令和	〇年 〇月 〇日
利用開始希望日			!日	令和	〇年 〇月 〇日

以下の項目について確認(図)し、記名してください。

✓ 利用希望開始月より3か月以内に就労し、令和○年○○月○○日迄に就労証明書を提出いたします。

✓ 求職活動での教育・保育認定については、年度内に一度しか認定できないことを確認済みです。

✓ 上記期限までに就労できず、他の保育を必要とする理由にも該当しない場合には、その月の 末日までに認定こども園等の施設を退園し、教育・保育認定を取り下げます。

☑ 求職活動の事実が確認できない場合、入園決定を取り消されても異議を申し立てません。

以上の点について、すべて確認のうえ、了承しました。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

<u>保護者 住所 高島市新旭町〇〇番地</u>

続柄 父 氏名 高島 太郎

14-1-4	5 1 A P /	± 1 3 &	7 88 /7; \				ن مار د کے کان اور					
棟	第14号(第	吊12多	Although the first of the first	給付費·地域	开リイ	早苔絵付書	事 等					
					ec 115		170.0.70					
	京白土巨		ą	教育・保育給	河町	心止发史中	调音	A 400	20/20/20/20			
7	高島市長	,	1+> 7 And		Tonas Control		027	7和(〇年〇〇月〇〇日 一部付年日日			
(フリガナ)			カシマ タロウ		連絡	直宅 25-8037 受付年月絡 父携帯 090-○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○						
1	保護者氏名	ñ	高島 太郎		先							
19	/m === +× /-> ==		F 5 2 0 - 1 5 9 2	2								
1	保護者住所	F	高島市新旭町北州	田565番地		Ĩ.	しないでください。					
	(フリガナ)	9	カシマ ジロウ			生年月日	性別	保育の希望	障がい者手帳等の有無			
E	申請にかかる	7	高島 次郎		令和		☑男	☑有	₩			
個人看	児童氏名 号(マイナン/	-	0000 000	00000		00年 00月 0	□女	□無	☑無			
4000 8000000		SC 501 18		育事業所・認定こども園(保	_			- P	無』 (この) 方は無になります。			
The second second second	推園との併願の場合 方は以下①~③			ください。「無」の方は以下①	, (2)(Z	記入し添付書類は必要	2是39党、3县	忍定の申請 → 『4	ACCOUNT OF THE PARTY OF THE PAR			
※世帯分	対離にかかわらす		A STORE OF THE STORE OF THE	世帯員に記入してください。	REA (
	続柄		フリガ ナ	生年月日		令和 年1月1日	職業·通学(国)先等	個人番号				
		E	was present	OT TI		時点の住所 □高島市		(マイナンバ-				
	父		かマ タロウ 高島 太郎	— □ 平 ○ ○ / ○ ○ P ○		☑高島市外	会社員	0000	凶劣			
-			かマ ハナコ	四(平)	OH	(大津市) 図高島市		0000	11 00000			
申請	母		島 花子	〇〇年〇〇月〇	ОН	□高島市外	パート	0000				
児		1,100	シマ イチロウ			() () () () () () () () () ()		0000	y variety			
童の	兄		高島 一郎 〇〇年〇〇月〇		ОВ	□高島市外	子育で小学校	0000	□当			
世	弟公の公		タカシマ サブロウ 大・昭・平(令)			() ☑高島市		0000				
帯			高島 三郎 〇〇年〇〇月〇		○日 □高島市外、		子育てこども園	0000				
状況			シマ イチノスケ	大·昭·中·令	☑高島市			0000	以 里			
~			島 一之助	〇〇年〇〇月〇	OB	□高島市外	農業	0000				
世	() () ()	97	カシマ サユリ	大昭平·令	☑高島市		無職·身体障害	0000				
帯員	父の母	Ē	島 さゆり	○○年○○月○○日		□高島市外 ()	者手帳1級	0000	11			
2				7/+1/5	+ =a	井してノゼキに	ゝ。提出の際には	+ **** 2 	± 1/m⇒11 ± ±			
						戦してくたとい ンバーであるこ		人 人のと点	CHEBOLOGY.			
	1					ている方の本人						
		veen P	詳しくはP7を参照してください。									
	家庭状	況	□生活保護受給	台世帯 口ひとり親豕及	₹ 🔽	在宅障かい児(者) のいる世帯 L	左記以外				
100	認定 (利用) 希望する期間		令和 ○○年(00月 1日 から	□ ≤	和 年 月	末日まで ☑小学	校就学前まで				
	7-1-2-471-1-12-2-5-5-5-7-8-4-1-5		***·		該当	する場合は、障	響者手帳の写しる	を必要書類に深	。 な付してください。			
変更とも	な理由に〇を	UCCER	E (2)808	疾病·障害 3.介護等		(1) of	労 2.疾病・障害 3	2 介書等				
	変更の内容		4. 災害復旧	5. 求職活動 6. 就学		4. 災	害復旧 5. 求職活動	め 6. 就学				
			父 7. その他()		母 /. 如	嫉・出産 8.その他					
変更	変更を必要とする理由 母の就労時間が月120時間以上となったため。											
変更	後の保育必要	量	7 時 30 分	~ 18 時 30	分	(1日 11	時間) 🚺	栗準時間 □短	時間			
				かる教育・保育給付認定			項目について同意しま	đ 。	2001 200 4 1001			
				・保育給付認定に必要な に対して提示すること。	市町	Contract Con			いその情報に基づき決定 択してください。			
・申請書	等に記載され	た内容お。	び職員が聞き取りさ	せていただいた内容につい		R育の実施 にしょ。	と 学照 し、 体 月 (+DE)	7000女里で選				
se bersels				3 0 日を経過する通知(CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	/m=#=#=	古自 上加				
・届出内	容が事実と相	内容	を確認いただき	、保護者の署名を	お願	いします。	保護者氏名	高島 太郎				

特定教育施設・保育施設等 退園届

令和○○年○○月○○日

高島市福祉事務所長

保護者 住所 高島市新旭町北畑565番地 氏名 高島 太郎

下記のとおり、児童を退園させたいので届け出ます。

入 園 児 童の 氏 名	高島二郎
生 年 月 日	令和○年○月○○日
利 用 施 設 の 名 称	子育てこども園
退園年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
退園理由	△△市へ引越しをするため

		庫がい児 通園バス 一時 預かり 4 年 2 年 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 4 日 4 日 4 日 4 日	c ś	0 1	1	一 (元)	一 (1)	0 0	0 0	0 0	0 0	0		
	2.3号認定(保育認定)	開所時間	- 本語 - 一		8:30~16:30	ı	ı	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~18:30 O	7:30~18:30 O	7:30~19:00 O		
	2.3	幽	III 	ħJ.	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	7:30~19:00	7:30 ~19:00	7:30 ~19:00	7:30 ~19:00	7:30~19:00		
		気がり		· 张				0	0	0	0	0		
	(H)	一時預かり (朝屋	0				0	0	0	0	O 		
	号認定(教育標準時間認定)	開所時間				ı				ı	ı	ı	ı	1
・わせください。)	1号	開	日計	8:30~14:30				8:00~16:30	8:00~16:30	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~16:30		
簽お問い合わせく	S 回り 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日				生後6カ月 ~ 満3歳に なる年度	生後6カ月 ~ 満3歳に なる年度	生後6カ月 ~ 満3歳に なる年度	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前		
割に直排	(±	00年		5	12	ιΩ	ιO	40	09	92	145	40		
大各 国	利用定員	т - п	3年		12	22	22	10	15	25	40	10		
2015	水	# = =	를 2 등					22	30	2 22	06	20		
認定こども園等サービス一覧 表(内容については、各園に直接お問い合			1号	学校法人恵の園 今津幼稚園	はこぶね保育園ひかりの	家庭的保育園Pæk-a-boo	家庭的保育園Pæk-a-boo 新旭	高島市立マキノ東こども園	高島市立マキノ西こども園	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園	高島市立朽木こども園		
定こと	Σ	В	۵	私立③	私立⑤	私立④	私立⑤	⇔立⇔	<4 ±1 ©	和立①	和立②	<4 4 @		
内認	君	地 域 今津 安曇川 今津 新旭		権制	マキノ 今津 朽			朽木						
高島市 1	M	区 分 幼稚園 保育 母		事業所保育家庭的	事業所保育		認定こども園							

(注1)在園児数が利用 定員満たない場合のみ利用ができる、余裕 活用型一 時預かり事業です。

※私立④家庭的保育園Peek-a-boo、⑨家庭的保育園Peek-a-boo新旭および⑤はこぶね保育園ひかりのは短時間認定(保育の必要量)のみですのでご注意ください。

一時預かり(一般型)		0	I	I	0	0	0	0		
	通園バス		0	0	0	0	0	0	0	
	障がい児	K K	0	0	0	0	0	0	0	
		延長保育	0	0	0	0	0	0	0	
2.3号認定(保育認定)	開所時間	郡 丁	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	
2.3号	用用	田	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	
	(J)	E/ 夏季	0	0	0	0	0	0	0	
	一時預かり、公井馬利	(0	0	0	0	0	0	0	
調製定)	1 %	章	0	0	0	0	I	I	I	
1号認定(教育標準時間認定)	寺間	器	I	I	I	I	I	I	I	
1号認	開所時間	田	7:30~19:00	8:30~17:30	8:00~17:30	7:30~19:00	8:00~16:30	8:00~16:30	8:00~16:30	
	受入年齡 (2·3号認定)		生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	生後6カ月 ~ 小学校就学前	
(‡	5年)	1111	155	120	96	96	0/	195	170	
利用定員7年1月	Д Н П	3年	90	26	20	30	15	45	45	
利用	† † †	2号	06	59	40	40		100	85	
4	利用定員 (令和7年4月1日現在) 1号 2号 3号 合詞		15	35	35	15	15	50	40	
者 設 か		社会福祉法人はこぶね会安量川はこぶね保育園	学校法人安曇川学園 中央ユニバーサルこども園	学校法人藤波学園藤波ことも園	社会福祉法人慈光会しろふじ保育園	圏4729号 元半9号	高島市立大師山さくら園	宣島市立 静里なのはな圏		
Σ	Ø	Q	私立⑥ 私立⑦		和立⑧	私立⑤ 公立④		公立。	@ H B>	
	到					恒	4	桊	甲	
M		\$	総似しど中國							

※**通園バスの運行は、一部対 象にならない地域があります**ので、詳細については各園に直接お問い合せください。

※今津 東保育 園と古賀保育 園は、令和8年3月31日に閉園します。

※マキノ東こども園とマキノ西こども園は令和9年4月1日に統合します。

※公立 園の土曜保育は共同保育を行っています。 〇マキノ東こども園・マキノ西こども園の児童・・・・マキノ西こども園で実施 〇高島こども園・静里なのはな園の児童・・・・・静里なのはな園で実施

〇朽木こども園・大師山さく園の児童・・・・・大師山さくら園で実施

高島市内 認定こども園等位置図



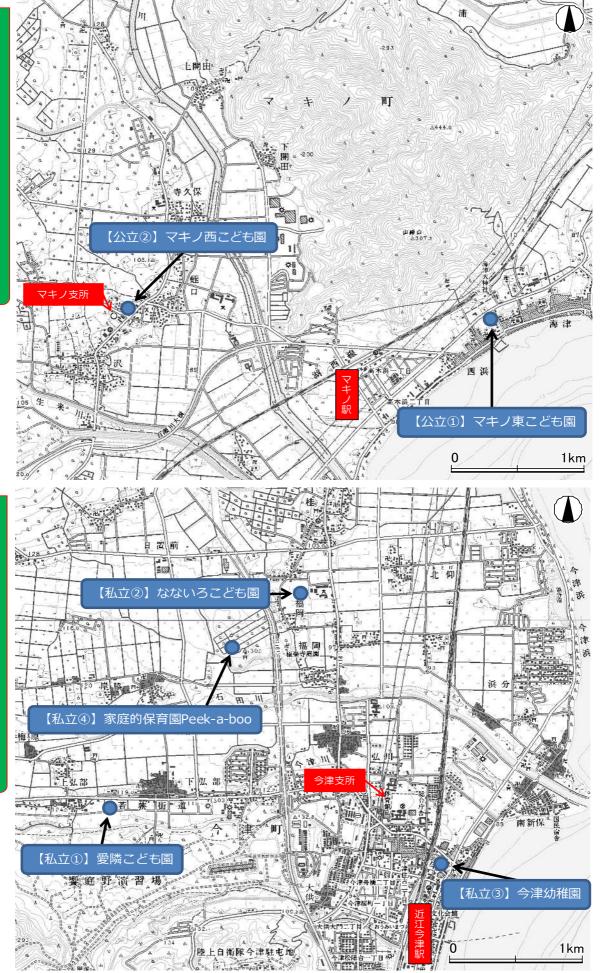


エル		王
あ ん	١,,	ΙQ

仏工图	
	①愛隣こども園(幼保連携型認定こども園)
今津地域	②なないろこども園(幼保連携型認定こども園)
	③今津幼稚園(幼稚園)
	④家庭的保育園Peek-a-boo(家庭的保育事業所)
安曇川地域	⑤はこぶね保育園ひかりの(小規模保育事業所)
	⑥安曇川はこぶね保育園(幼保連携型認定こども園)
	⑦中央ユニバーサルこども園(幼保連携型認定こども園)
	⑧藤波こども園(幼保連携型認定こども園)
高島地域	⑨しろふじ保育園(幼保連携型認定こども園)
新旭地域	⑩家庭的保育園Peek-a-boo新旭(家庭的保育事業所)

公立園

マキノ地域	①マキノ東こども園(保育所型認定こども園)
マイノ地域	②マキノ西こども園(保育所型認定こども園)
朽木地域	③朽木こども園(保育所型認定こども園)
高島地域	④高島こども園(保育所型認定こども園)
新旭地域	⑤大師山さくら園(保育所型認定こども園)
利尼地域	⑥静里なのはな園(保育所型認定こども園)



38 -

安曇川地域 拡大図

新旭地域

拡大図



【私立①】

あいりん えん **愛隣こども園** (**幼保連携型認定こども園**)



設置主体: 社会福祉法人近江愛隣会

所在地: 〒520-1613

高島市今津町上弘部1231番地1

電話番号: 0740-22-2339 FAX: 0740-22-1771

ホームページ: https://airin-kodomoen.com/

【園の概要】

本園は、昭和26年に日本基督教団今津教会と地元の有志により地域の保育園として開園しました。平成23年に現在の場所に新築移転し、のびのびと遊べる広い園庭や川の水を取り込んだビオトープ、自園の田んぽでの稲作をはじめとした年間を通した食育活動など、自然に恵まれた環境を保育に活かしています。様々な遊び・経験を通して子ども達が学べる環境を作り、心と体の育ちを大切にした保育を心掛けています。子育て支援室「あいあいひろば」を併設し、未就園児と保護者の支援や地域交流を行っています。

保育目	基本理念: 愛する心を ~ 人を愛することので		
堙	・丈夫な子ども	・神の恵みを知り感謝できる子ども	
標教	・明るく思いやりのある子ども	自分のことは自分でできる子ども	
育	・創りだす子ども	・友だちと仲良くあそぶ子ども	
		ま辿のと 平のとナケー 7	
保	・キリスト教の愛の精神、隣人愛を基とした、 ・園周辺の四季の彩りや、ビオトープでの生き		た成じる
の育	・音楽リズムを取り入れ感性を育てる	のの観景であれるいなど、日然を思し申	で感じる
特·	・運動あそびやリトミック、また運動器具等を低	吏っての体力づくり	
色教	・園の田んぼ等での栽培活動や調理体験を通して	て生きる力や感謝の心を育む食育活動	
育	・給食は、ビタミンやミネラルの摂取を意識した		が入って
	いない食材の使用等、子ども達の健やかな成力	長のための取り組みを実践	
	【1学期】 入園式、田植え、七夕、水あそび・	プールあそび、お楽しみ会(年長)、夏	まつり
主	【2学期】 運動会、稲刈り、芋掘り、餅つき、		
な	【3学期】 ごっこ遊び、豆まき、お別れ遠足、		
行	【年間】 誕生会、避難訓練、身体計測、移動	·	
事	運動あそび(リーベ、FLAT)、はなる		
	保育参観、親子遠足、交通安全教室	等	5
	1号・2号認定(3~5歳児)	3号認定(0~2歳児)	
	AND THE CONTRACT OF THE CONTRA	・カラー帽子(乳児用/ネックガード付き)	944円
園	W 18 19 2 17 17 1 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・おたよりケース	250円
※ 指		・園児バッグ(入園のお祝いとして園	The state of the s
主定	・クレパス 608円		の金額です)
なの	・はさみ 400円		
も購	- 色鉛筆 700円	一般は「じょきの日常は海峡がは付け	O CARO
の入 物	・マジック 639円	ておりますので、お気軽にご連絡く	
190	・道具箱 680円	ださい。20740-22-2339	Free Page
	・おたよりケース 250円	ウェブサイトはこちら☞	
	・園児バッグ(入園のお祝いとして園から贈呈)		<u></u>
※ 各		ック、0歳児はトートバッグ可)	
主自	・園庭用の戦 ・お昼後用作	団 ・コップ、歯ブラシ(入れる袋) 、箸箱 ・手拭きタオル ・水筒 など	
な準			4- 1*
も備の物		ン ・お尻拭き ・お尻敷き用タオル	なと
07 193	※ 各年齢の生活や活動により持ち物は異なりま		in the second se
主そ		B·2号認定(3~5歳児) 3号認定(0	
なの	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額 200円 年額	
経他	・保護者会費(在園2人目から半額)	年額 4,000円 年額	
費の	・絵本代(2歳児から)	月額 約400円 月額	約400円
事子	7/	- 本中 - 本本 - フェック・ロー・ベン	
業育のエ	手作りおやつ かんたん制作 幼児食・離乳食		
の て 内 支			
容援	ての他 学即の11争や地域文派争未		
	是育園部入園受付 : 令和7年10月17日(金)9時~16時 受付場所:高島市役所新館3階 会議室		

幼稚園部入園受付 : 令和7年10月17日(金)~31日(金)9時~16時 (土日祝は除く)受付場所:愛隣こども園

【私立②】

なないろこども園 (幼保連携型認定こども園) (((ななし



設置主体: 社会福祉法人のぞみ会

所 在 地: 〒520-1652

高島市今津町福岡1926番地

電話番号: 0740-22-0314 F A X: 0740-22-0319

ホームページ: http://www.nanairo-k.or.jp

子どもたちの輝かしい未来の応援団

明るく、楽しく、元気、本気の教育・保育で、この地域を成長、発展させること、 なないろこども園に関わる全ての人を幸せにすることが我々の目標であり、願いです。





定員は幼稚園部10名、保育園部130名 計140名です。

我々は、子どもたち、保護者、職員、その他園に関わる全ての人をなないろファミリーと呼びます。 子どもたちの喜び、成長のために、なないろファミリーで力を合わせて、一緒にがんばりましょう。

幼稚園部入園受付 令和7年10月15日(水)~令和7年10月31日(金)土日祝は除く 受付は直接なないろこども園へ

保育園部入園受付 令和7年10月23日(木) 9時~16時

受付は市役所新館3階 会議室

子どもたちの「やりたい」が全ての出発点

私たちは、子どもたちが「なないろ楽しい」「はやく園で遊びたい」「はやく明日になす。そいな」と言ってくれる園を目指しています。そのためには、子どもたちが『園に来る目的を持つ」が必要です。「大好きな先生と遊びたい」「今さんと遊んだ続きを今日もしたい」「今は絶対にリレーで勝つ」など、何でも良いのす。園には、子どもたちが目的を持てるよ場所であり、そして園は、目的が達成出来る場所でありたいと思います。

保育理念

人として育ち生きる力を身につける

一人一人の命が生き生きと輝くために

なないろこども園7つの約束

- 1.「はい」と素直な心で返事します
- 2. 自分からあいさつします
- 3. 靴を揃え、心を揃えます
- 4. 姿勢を正します
- 5. 友達と仲良くします
- 6. 物を大切にします
- 7. 自分のことは自分でします

園の教育・保育について、 保育時間、活動内容等は 園のホームページを 是非ご覧ください。 ① 園見学のお知らせ

日時:個別に対応いたします。 場所:なないろこども園

施設内を見ていただき、なないろの教育・保育についてお話します。また、園での生活、入園準備等についてご不明な点があればご質問にお答えする時間も設けます。

希望される方は、園までご連絡願います。 個別に対応しますので、ご遠慮なくお申し出ください。

② なないろこども園職員の手作りイベント 「あつまれ!えがお」のお知らせ

日時:令和7年11月8日(土) 10時~11時30分頃まで

場所:なないろこども園

未就園児親子を対象に毎年イベントをしています。 なないろの職員と一緒に楽しく過ごしましょう。 参加を希望される方は園までご連絡願います。

③ なないろこども園に出来ることプロジェクト 「地域を元気にするイベント」のお知らせ

日時:令和7年8月~12月で月1回 17時30分~18時頃まで

場所:平和堂今津店

すべての世代の方を対象に歌や ダンスで一緒に楽しみましょう。 日程は現在調整中です。



【私立③】

いまづようちえん **今津幼稚園** (幼稚園)



設置主体:

所在地: 〒520-1621

高島市今津町今津1650-1

電話番号: 0740-22-2214 F A X: 0740-22-2480

ホームページ: https://imazu-kg.wixsite.com/imazukg

【園の概要】

今津幼稚園は1932年(昭和7年)に近江兄弟社今津保育園として創設されて以来、今津における幼児教育に奉仕してきました。その伝統は今日に引き継がれ、神さまから託されたこどもの育ちを第一に考える教育を実践しています。一号認定の満3歳から小学校入学時まで利用できます。15人定員の小規模園を生かしたきめ細かい保育を行っています。

保育· 科育	愛し愛されるこどもにそだつ。〜ありのままの自分(自分らしさ)を表現する。まわりの人たちを思いやる心を育てる。 あそびを楽しむこどもに育つ。〜いろいろな遊びに興味を持ち、経験をかさね、ともだちづくりをする。 こころもからだもすこやかなこどもに育つ。〜よい生活習慣を身につける。五感と喜怒哀楽の感情を豊かにやしなう。
保育 の特色 育	 ○ 神さまから託されたこどもひとりひとりのいのちを大切に、その育ちに奉仕する。 ○ ひとりひとりに丁寧にかかわる保育をする。 ○ シュタイナーの手法に学びながら、自然素材に親しみ、五感を育てる。 ○ 家庭と園が連携し、こどもとともに育つ喜びを分かち合う。 ※ 「食」への感謝を育てるため、お弁当持参しつつ、週2回は手作りの給食を提供します。 また、園の菜園で育てた野菜を収穫する喜びも共に味わっています。
保土 育曜	実施しない
主な行事	【一学期】入園式 親子遠足 参観日 里山あそび 花の日こどもの日礼拝と施設訪問 【二学期】創立記念礼拝 運動会 陶芸体験 幼児祝福式礼拝 収穫感謝祭 フェスティバル クリスマス礼拝 【三学期】 ひなまつり会 みそづくり お別れ会 卒園式 ※ 各学期ごとに身体測定、お茶会、保護者会があります。お誕生会は該当園児がある月に行います。避難訓練は毎月行います。
※主なもの	名 札 110円 はさみ 440円 クレパス 820円 のり 162円 おはようブック (シール帳) 620円 おたよりケース 248円 カード帳 198円 ただし転入園の方は、既にもっているものを 使用していただけます。 (令和7年度の金額です)
※主なもの	通園用カバン(肩からかけられるもの、又はリュック) 上靴 上靴袋 コップ はぶらし コップ袋 手拭きタオル 着替え 着替え入れ袋 絵本バッグ エプロン 三角巾 マスク エプロン袋 レジャーシート ぞうきん2枚 おべんとう箱 おはし(スプーン フォーク)おべんとう袋
主な経費の	PTA会費 年額 2,400円 月刊絵本代 年額 5,520円 災害共済金 年額 200円 遠足交通費・記念写真代 実費
事業の内容	 ○ 毎週金曜日(長期休暇は除く)9時半から11時半まで子育て支援ひろば「こどものにわ」開催。 ○ 平日降園後16時半まで預かり保育実施。ただし半日保育の日及び園行事の日は除きます。 ○ 秋に公開子育て講演会を開催しています。(詳しくはホームページをご覧ください) ○ 子育てにかかわるご相談は随時受け付けています。詳しくはホームページでご案内。 ○ 特別な場合の一時預かり相談(里帰り出産など)も受け付けています。ご相談ください。

【私立4】

かていてきほいくえんぴーかぶー

家庭的保育園 Peek-a-boo (家庭的保育事業所)

代 表 : 松井 香奈 所 在 地 : 〒520-1652

高島市今津町福岡1145-13

電話番号: 0740-20-1744

すべてのこどもと家族を笑顔に

- ○こどもがもっているそのままの個性を育てます
- ○自分なりのしぐさやことばで表現できる力を育てます
- ○家族みんなが笑ってすごせるようにします

家庭的保育園Peek-a-booでは…

5名のこどもたちに対し、常に2~3名のスタッフで保育を行っています。 小さな園だからできること、小さな園だからできないこと、いいところも 悪いところもあると思いますが、こどももおとなもいつも笑っていられる 保育園をめざしています。

準備していただくもの

- ・着替え(肌着、Tシャツ、ズボン、くつした)
- ・紙パンツ ・帽子 ・手拭き用タオル
- ・水筒 ・歯ブラシ ・お昼寝用ふとん

その他の経費

(令和7年度の場合)

- · 共済掛金 250円
- ・シールブック 350円
- · 行事費 実費

※遠足時の外食費等

家庭的保育園とは?

保育者の自宅や専用の保育室で行われる 0~2歳児を対象とした小規模の保育園です。



【私立⑤】

ほいくえん

はこぶね保育園ひかりの (小規模保育事業所)



設置主体: 社会福祉法人はこぶね会

所在地: 〒520-1221

高島市安曇川町青柳705-1

電話番号: 0740-33-7811 F A X : 0740-33-7812

ホームページ: http://www.e-hoikuen.com/hakobune/

【園の概要】

1957年より、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子たち・家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めてきた安曇川はこぶね保育園の地域及び社会への貢献事業のひとつとして、高島市の待機児童の解消に寄与すべく、2020年8月に小規模保育園を開設。

	# \ \ \ 7 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
目標の	《愛されるものから愛するものへ》 神より尊い生命を与えられた幼子は、何より愛されなければなりません。両親はじめ多くの人々に愛されることにより、みずみずしい生命は身体・情緒・知性・理性・社会性等よりよき発達を成しとげます。そして、多くの人々を愛し、平和な社会を築き上げていく人へと成長していきます。キリスト教の「愛」により、幼子を愛する保育をしています。 〇子どもは、常に家族や園の職員・社会の人々に愛されること。 〇自然の中で自由を満喫しながら、創造主の御業と愛を感じ認識する。 〇知情意及び全体的に円滑な個性や人格を発展させ、自信と意欲を持つ。 〇周囲の人々を愛し、自他共々幸せになる為の土台を築く。 〇運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。
保育 ・教育	◇健康安全保育 交通安全教育、歯磨き、水あそび等 ◇知情意保育 創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎教育、音楽造形教育等
主な行事	入園式(4月) 星まつり(7月) 運動会(10月) クリスマス会(12月) 等々 ◇毎月の行事
園指定の購入物	3号認定 (0~2歳児) ・カラー帽子 ・トレー皿 400円
※主なもの	・通園用かばん ・着替え ・上靴 ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯ブラシ、おしぼりタオル、水筒等
主なの他の	3号認定 (0~2歳児)
事業の内容	

【私立⑥】

あどがわ

ほいくえん

安曇川はこぶね保育園(幼保連携型認定こども園)

1

設置主体: 社会福祉法人はこぶね会

所在地: 〒520-1221

高島市安曇川町青柳700-1

電話番号: 0740-33-7900 F A X : 0740-33-7901

ホームページ: http://www.e-hoikuen.com/hakobune/

【園の概要】

1954年の安曇川伝道所設立に伴い、愛の実践主体として、当地域に一ヶ所もなかった保育園設立を計画。1957年に一枚の瓦、一本の釘に至るまでキリスト者の愛で満たされた園舎が完成した。以来、児童憲章及びキリスト教の理念を重んじ、無償の愛と奉仕の精神で乳幼児を保育するとともに、子どもは勿論のこと、家庭・社会全体の幸福と平和をはかるよう努めている。2013年4月に園舎を移転新築し、より安全で快適な環境の中で、子たちの笑顔を守り、一人ひとりを輝かせる保育を行っている。2015年度からは幼保連携型認定こども園に移行した。

50 00000000	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	
	《愛されるものから愛するものへ》	
保育・教育	人々に愛されることにより、みずみずしい生i	々に愛されること。 卸業と愛を感じ認識する。 展させ、自信と意欲を持つ。
	○運動・安全教育、基礎生活習慣を確立する。	
保育・教育	◇健康安全保育 スポーツ教室、カンガルー交通安全教室、 ◇知情意保育 創造保育、モンテッソーリ教育、生活基礎。 ◇障害児保育 入園申込後、保護者と面接を行ったうえで、 入れています。	
7250	入園式(4月) 子どもの日の初	70 (200 - 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
主な行事	星まつり(7月) おやこ広場(7) 造形展(11月) クリスマス祝会 生活発表会(2月) お雛祭り会(3)	(12月)
	│ ◇毎月の行事 │ お誕生会・ディサービス訪問交流会・祖父母:	交流会・スポーツ教室等
	1号・2号認定 (3~5歳児)	3号認定 (0~2歳児)
園指定の購入物	・カラー帽子1,200円・体操服上下6,800円・トレー皿400円・スモック2,400円	・カラー帽子 1,200円・トレー皿 400円
※各		(R7年度の金額です。)
主なものの	・全園児…通園用かばん ・着替え ・1~5歳児…上靴 ・絵本袋 ・おはし、スプーン、コップ、おやつ皿、歯	ブラシ、おしぼりタオル、水筒等
		1号・2号認定(3~5歳児) 3号認定(0~2歳児)
主な経費	・保護者会費(家庭毎) ・お誕生会費(園児毎)	年額 3,600円 年額 1,200円 年額 1,200円
事業の内容 容	・子育て相談 ・子育て支援「ピョピョクラブ」を開設	, ,

【私立⑦】

ちゅうおう

中央ユニバーサルこども園

(幼保連携型認定こども園)

設置主体: 学校法人 安曇川学園

所在地: 〒520-1217

高島市安曇川町田中532番1

電話番号: 0740-32-0575 F A X : 0740-32-3554

ホームページ: http://adogawa-chuou.net/

【園の概要】

幼稚園として誕生して65有余年、地域にしっかりと根を降ろして、成長し続けています。小さな子どもたち は様々な遊びを通して、多くのことを学んでいきます。人格形成の基礎となる大切な時期に、こども園生活を 通して「豊かな感動の体験」を育んでくれるような環境構成を心掛けています。将来、激動する社会環境の変 化にも柔軟に対応できる「生きる意欲」の発揚を願って、こどもたちの思いを受け止めながら日々チャレンジ を続けていきます。

を続い	を続けていきます。			
保育・教育	感謝 ありがとうの気持ち、思いやりの心か 健康 元気いっぱい、心も体もじょうぶな子 意欲 自分でよく考え、何事にも興味をもち 協力 友だちと助け合って、仲よく遊べる子	- ども、夢中になって遊べる子ども		
保育・教育	係を大切にしながら、一人ひとりが輝き、 意欲を引き出していきます。 ②小動物・草花・森の探検等、五感を使っ 入れています。 ③自然との触れ合いやお話の世界から、打 に応じて様々な活動につなげていきます。	通して「生きる力」を培い、教職員と幼児の信頼関いきいきと主体的に活動できるように、子どものってのびのびと自然と触れ合う活動をたくさん取り 苗いたり作ったり、身体で表現遊びをしたり、年齢 く力や想像力豊かな子に育つことを願っています。		
主な行事	(4月) 入園式、家庭訪問 (5月) 花まつり、保育参観、本願寺参拝(年長)、梅の子遠足、こどもの国遠足 (7月) 七夕の集い、老人ホーム訪問、クラス懇談会、おたのしみ会(年長) (10月) 運動会、親子遠足(年長)、いもほり、親子ミュージックケア(乳児) (11月) 造形参観、交通安全教室 (12月) 報恩講、音楽参観(歌と楽器の音楽遊び)、個別懇談会 (1月) 祖父母参観、人形劇観劇 (2月) 発表会 (3月) お別れ会、修了式、感謝の集い (年間) 誕生会、キッズサッカー教室、キッズたいそう教室			
憲指定の購入物	1号・2号認定 (3~5歳児)・カラー帽子1,190F・クレパス730F・はさみ770F・のり200F・お道具箱等490F・制服一式20,500F・帽子(通園用)2,500F・体操服(上・下)5,850F・遊び着等2,370F	円 ・はさみ (2歳児) 770円 ・のり (2歳児) 200円 円 円 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー		
※主なもの	通園カバン(肩からかけられるもの、またはリュック)、上靴(2~5歳児)、園庭用の靴、 午睡用の布団、コップ、歯ブラシ、水筒、手ふきタオル、着替え袋、給食セット(はし、スプーン等) 【年齢に応じて】 おしぼり、おしぼりケース、食事用のエプロン、おしりナップ、おしりマット おむつ			
主な経費の	 ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・PTA会費(1家庭) (在園2人目)※3人目以降はなし ・施設費 10,000円(入園時1回のみ) ・夏期冷房費 2,000円(年間) ・月刊絵本代(4・5歳児) 月額480円 ※ その他 遠足・行事等について、随時実費 【子育て支援室チューリップ】 毎週火・水 	でいただくことがあります。		
事 子	【丁目に又版主ノューソック】 毎週入・小	/ LE C 0 . 00 17 . 00		

内支

【私立图】

ふじなみ えん **藤波こども園** (幼保連携型認定こども園)



設置主体: 学校法人 藤波学園

所在地: 〒520-1223

高島市安曇川町下小川120番1

電話番号: 0740-32-0329 FAX: 0740-32-8005

ホームページ: https://fujinami-ci.sakura.ne.jp

【園の概要】

藤波こども園では、幼稚園児(1号)も保育園児(2·3号)も子どもたちみんながのびのび楽しく園生活を送っています。 藤樹先生の徳風を慕い、仏様の御教えをもとに、園の集団の中で子どもたちに、将来望ましい社会の一員として活躍する 素地を養うことを大切にしてきました。

下小川の田園地帯という自然に恵まれた地域の中で、少人数の良さを生かし、家庭的な雰囲気を大切にしています。さくらんぼ広場では、未就園児とその保護者の方に支援を行っています。どうぞ遊びに来てください。

2007 A	というのはは、不動画がしていい、できないに、「ない」というになっていたという。			
保育·教育	 たくましいからだ・やさしいこころ・がんばるちから ~ めざす子ども像 ・基本的習慣を身につけ、自分のことは自分でする子 ・楽しく力いっぱい体を動かして遊ぶ子 ・相手の思いに気づき、互いを認め合える子 ・生命や物を大切にする子 ・いろいろなことに興味や関心をもち、自分から関わり、思いを表現しようとする子 			
		自分の思いが出せる子	,	
保育・教育	乳児保育・・・少人数でできるだけ同じ先生が担当。信頼関係を築き、家庭と連携しながら、個の発達に応じたていねいな育児や保育を大切にしています。加配の先生がいます。 混合保育・・・家庭的な雰囲気の中で人との関わりを大事にし、それぞれの違いを認めながら、集団の中で自分を大切に思える(=他人も大切に思える)人としての育ちを願い、「異年齢集団」のホームによる保育・教育をしています。4・5歳児さんは、お兄さんお姉さんとしてのモデル意識をもち、小さい子をお世話します。3歳児さんは、お兄さんお姉さんのようになりたいなあという気持ちをもって大きくなります。午後の時間は、年齢の活動にも取り組んでいます。からだづくり・・・食育・運動遊び・はだし・さんぽなど楽しい遊びで心育て・・・自由遊び(自ら進んで遊べる環境作り)・お話やごっこ遊び・わらべうたなどなかまづくり・・・安心した人間関係の中で友だちとの関わりを深め、みんなと一緒が楽しいと感じ、相手を思いやるやさしい心の育ちを大切にしています。			
+	春 入園式・花祭り・	保育参観・遠足・人形成		
主 な	夏 水遊び・七夕・ま	상근하는 게 그는 - 하게이 되었는		
行		・いもほり・秋まつり		
事			分・ひなまつり・お別れ遠	
F	年間 誕生会・運動遊び	・わらべうた・避難訓練	棟・野菜 <mark>作り</mark> 収穫・クッ ^コ	キングなど
	1号・2号認定	(3~5歳児)	3号認定	(0~2歳児)
画	・カラー帽子	1,460円	・カラー帽子	1,460円
園 ※ 指	・誕生カード	270円	・誕生カード	270円
主定	・かばん	3,300円	・連絡帳	180円
なの	・体操ズボン	1, 900円		
も購	・クレパス	760円		
の入	・マーカー	550円		
物	・はさみ	700円		
	・のり	240円		
	・シール帳	560円		(令和6年度の金額です)
※主なもの	主自 0~2歳児 昼寝用布団・タオル・お手拭き・エプロンタオル・お尻しきタオル・絵本袋な 準 3歳児 昼寝用布団・手ふきタオル も 備 3~5歳児 箸・コップ・歯ブラシ・絵本袋・連絡帳			
		15	号・2号認定(3~5歳児)	3号認定 (0~2歳児)
主そ	・日本スポーツ振興センタ	一災害共済掛金	年額 240円	年額 240円
なの	・PTA会費		年額 3,000円	年額 1,500円
経他				
費の				
	遠足や行事等では随時実費でいただくことがあります。			
事業の内容	年齢や参加者に合わせたいろいろな遊び・運動遊び(月1回)			

【私立9】

ほいくえん

しろふじ保育園

(幼保連携型認定こども園)

設置主体: 社会福祉法人慈光会

所在地: 〒520-1112

高島市永田1233番1

電話番号: 0740-36-1501 F A X: 0740-36-1845

ホームページ http://www.ans.co.jp/n/shirofuji/

【園の概要】

本園は、昭和32年に園長自坊の勝安寺境内で個人立高島幼児園として始まり、その後、昭和55年に社会福祉法人立し ろふじ保育園として現在の園舎に移転しました。

平成27年からは幼保連携型認定こども園となり、現在は子育て支援拠点事業(プチしろふじ)・学童保育事業(学童しろふじ)も実施しており、地域の乳幼児から学童世代まで幅広く子育て世帯をサポートしています。

令和3年度には園庭と駐車場の拡張を行い、子どもたちは毎日、広々とした園庭で元気いっぱいに好きなあそびを見つけて、伸び伸びと過ごしています。

地域に根付いた暖かい雰囲気の中、まことの保育(仏教保育)を実践し"素直で明るい子ども"を保育目標に保育しております。

保育·教

育

『素直で明るい子ども』

子どもたちに豊かなあそびを経験させます。人格の基礎は乳幼児期に形成されますので、あそびの中で基本的な生活習慣やきまりを守る心を育みます。充実した保育内容で思いやりのある「素直で明るい子ども」を育てます。

の育 特・ 色教

育

保

・まことの保育(仏教保育)を実践する事により、「①仏様を拝む子ども」、「②健康で優しい心を持っている子ども」、「③教えをよく聞き正しく話のできる子ども」、「④誰とも仲良く遊び何でもやり抜く子ども」、「⑤物を大切にする子ども」を育てます。

・運動会での鼓隊演奏(年長児)等による音楽を取り入れた保育により、感受性を育て、また友だちと一緒に物事をやり抜く心を育てます。

主な行事

内支容援

春の遠足、花祭り、プール遊び、夏のお楽しみ保育(年長)、 運動会、秋の遠足、成道会の集い、報恩講のお参り、保育参観、 発表会、お別れ遠足(年長)、保育懇談会、 お誕生日会、サッカー教室(年長、年中)、など



7	03晚工日去、9000 数主(平良、平平)、	The state of the s	
憲指定の購入物	1号・2号認定(3~5歳児) ・遊び着 2,030円 ・体操服、上 5,700円 ・体操服、下 2,900円 ・カラー帽子 1,330円	★見学会のお知らせ 日時: 10月8日(水)、10:30~ 参加希望の方は、10月7日(金)までにお電 話でお申し込みください。 (ご都合が悪い場合は個別に対応しますので、 お気軽にご相談ください)	
※主なもの	全園児・・・通園用かばん(リュック)手拭きタオル、水筒、絵本袋、お昼寝用の布団、他 3~5歳児・・・上靴、コップ袋、他		
主な経費の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	1号・2号認定(3~5歳児) 3号認定(0~2歳児) 年額 240円 240円	
事子業育ので	・子育で相談		

・子育て拠点事業「プチしろふじ」(つどいの広場)、月~金曜日、9:30~14:30開放

【私立⑩】

かていてきほいくえんぴーかぶー

しんあさひ

家庭的保育園 Peek-a-boo新旭

(家庭的保育事業所)

代 表 : 松井 香奈 所 在 地 : 〒520-1501

高島市新旭町旭1043-15

電話番号: 0740-20-1744

すべてのこどもと家族を笑顔に

- ○こどもがもっているそのままの個性を育てます
- ○自分なりのしぐさやことばで表現できる力を育てます
- ○家族みんなが笑ってすごせるようにします

家庭的保育園Peek-a-booでは…

5名のこどもたちに対し、常に2~3名のスタッフで保育を行っています。 小さな園だからできること、小さな園だからできないこと、いいところも 悪いところもあると思いますが、こどももおとなもいつも笑っていられる 保育園をめざしています。

準備していただくもの

- ・着替え(肌着、Tシャツ、ズボン、くつした)
- ・紙パンツ ・帽子 ・手拭き用タオル
- ・水筒 ・歯ブラシ ・お昼寝用ふとん

その他の経費

(令和7年度の場合)

- · 共済掛金 250円
- ・シールブック 350円
- · 行事費 実費

※遠足時の外食費等

家庭的保育園とは?

保育者の自宅や専用の保育室で行われる 0~2歳児を対象とした小規模の保育園です。



【公立①】

たかしましりつ ひがし えん

高島市立マキノ東こども園

(保育所型認定こども園)

設置主体 : 高島市

所 在 地 : 〒520-1812 高島市マキノ町西浜300番地1

電話番号 : 0740-28-0001 F A X : 0740-28-0004

※マキノ東こども園は令和9年4月1日からマキノ西こども園と統合します。

【園の概要】

高島市マキノ町の北東部に位置し、琵琶湖畔まで歩いて1分のところにあります。近隣には、国道161号が通っており、西内沼のビオトープや日本桜百選の一つ「海津大崎」があり、恵まれた自然環境を通して豊かな心を育み、子ども一人一人の「やってみたい」「できた」「もっとやってみたい」という気持ちを大切にする保育を心がけています。

0— 5:30.			
保育·教育	【保育目標】 素直な明るい子ども ②生活のきまりをまもり規則正しい生活のでき ②どんなことにも意欲的に取り組める子ども ②だれとでも仲よく遊べる子ども ③健康でたくましい子ども ③思いやりのある子ども	きる子ども	
保育・教育	〇恵まれた自然環境に触れ、体験する保育 〇地域の開かれた園づくりの中で、様々な人とかかわる保育 〇栽培活動を通して、「食べること」「生きること」「命への感謝」の気持ちを育み、五感を		
保土育曜	マキノ東こども園とマキノ西こども園の2園の[園児を対象にマキノ西こど	も園で共同保育を行います。
主な行事	春 : 入園式、親子バス遠足、いも苗植え、夏 : 川遊び、プール遊び、七夕まつり、夏秋 : 祖父母参観、運動会、いも掘り、焼き冬 : もちつき、発表会、クリスマス会、『お別れ会、卒園式毎月:誕生会、避難訓練、身体計測、おはなその他: 保育参観(各年齢ごと)	夏祭り きいも会、 <mark>園外保育</mark> 雪遊び(そりあそび)、節気	分(豆まき)、
園指定の購入物	1号・2号認定(3~5歳児) ・カラー帽子(ガードつき) 992円 ・通園バック(黄色・手さげ) 416円 ・体操服、体操半ズボン(3歳児以上) 4,480円 ・のり(3歳児) 208円 ・はさみ(3歳児) 416円 ・道具箱(3歳児) 480円 ・クレパス(3歳児) 720円 ・マーカー(4歳児) 528円 ・給食セット(5歳児) 2,160円	・カラー帽子(ガードつき) ・通園バック(黄色・手	
※主なもの の	- 自 ・全園児…通園がはん(2~5歳児:リュックサック/0~1歳児:マサーバック) - 自 ・午睡布団(2・3号認定児)、水筒、手拭きタオル、着替え袋、ティシュ(箱)等 - 準 ・3~5歳児…上靴、上靴入れ、歯ブラシ、コップ、お箸 - 備 ・0~2時間…おしぼり、食事用エプロン(佐り方指常)、おしりはまった屋敷きる※ト		
主なの機費の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費	1号・2号認定(3~5歳児) 年額 240円 年額 3,600円	3号認定(0~2歳児) 年額 240円 年額 3,600円
事業の内容	◎支援室開放(火・水・金曜日 10:00~11:30		(HP)

【公立②】

たかしましりつ にし えん 高島市立マキノ西こども園

(保育所型認定こども園)

設置主体 : 高島市

所 在 地 : 〒520-1833 高島市マキノ町蛭口1365番地1

電話番号 : 0740-27-0144 F A X : 0740-27-0149

ペス・0/40 27 ※マキノ西こども園は令和9年4月1日からマキノ東こども園と統合します。

【園の概要】

容援

高島市マキノ町の北西部に位置し、周囲にはマキノ支所や児童館があります。

近隣にはのどかな田園地帯やマキノ高原があり、恵まれた自然環境に心を揺さぶられながら、自己を十分発揮できるよう一人一人の思いや育ちに寄り添い、思いやりを大切にする保育を心がけています。

保育·教育	素直な明るい子ども 1 生活のきまりを守り規則正しい生活のできる 2 健康でたくましい子ども 3 誰とでも仲良く遊べる子ども 4 思いやりのある子ども 5 どんな事にも意欲的に取り組める子ども	#3.±9
保育 ・ 特色 育	◎ 一人一人が安心安定した生活の中で、じっく◎ ピックランドやマキノ高原などの公共の場やふれあいを通し豊かな感性を育てる保育◎ 異年齢児、地域、世代交流を通して人と関わる◎ 栽培、魚つかみ、料理教室など五感をいきし	ら身近な自然環境の中で、動植物との つる力を育てる保育
保土 育曜	マキノ西こども園とマキノ東こども園の2園の園	児を対象に当園で共同保育を行います。
主な行事	4月 入園式、お花見、健康診断 5月 さつま芋苗植え、個別懇談、園外保育 6月 CAP研修(年長)、保育参観 7月 セタ、夕べの集い、年長まつり、 魚つかみ(年長)、川遊び、プール遊び 8月 川遊び、プール遊び 9月 祖父母参観、さつま芋掘り 年間 誕生会、キッズサッカー教室(年長)、避	
※主なもの 購入物	1号・2号認定(3~5歳児) ・道具箱(3歳児~) 480円 ・クレパス(3歳児~) 720円 ・はさみ(3歳児~) 416円 ・のり(3歳児~) 208円 ・体操服(3歳児~) 4,480円 ・マーカー(4歳児~) 528円	3号認定(0~2歳児) ・たれつきカラー帽子(2歳児~) 992円 ・通園バッグ(2歳児~) 416円
	全 園 児 通園用かばん(リュックサック)、2 手拭きタオル、着替え入れ用巾着袋、 3歳児以上 お箸・スプーンセット、コップ、歯ご 0~2歳児 おしぼり、食事用エプロン(作り方打	午睡用布団(2,3号認定児) "
主なの他の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費	号·2号認定(3~5歳児) 3号認定(0~2歳児) 年額 240円 年額 240円 年額 3,600円 年額 3,600円
事業の内容	※その他遠足や行事等について、随時実費でいただくことが ②支援室開放(月・火・金 10:00~11:30 ③子育て相談	

【公立③】

たかしましりつくちき えん

高島市立朽木こども園 (保育所型認定こども園) 設置主体: 高島市 所在地: 〒520-1401

高島市朽木市場1101番地2

電話番号: 0740-38-2070 F A X: 0740-38-2090

【園の概要】

平成11年に建設された園舎で、四季の移り変わりを感じることができる豊かな自然環境にあります。築山や総合運動遊具などがある広い園庭でのびのび遊ぶことができ、冬には裏庭でソリすべりが楽しめます。また、子育て支援室も開放しています。

幼児は3歳児から5歳児までの異年齢児クラス (ホーム)でたてわり保育を実施しています。乳児は年齢別クラスです。

齢別クラスです。					
保育·教育	なかよく げんきで がんばるこ ★丈夫な体をつくろう ★自分から進んでしよう ★友達と仲良く力を合わせよう ★感謝の心をもとう				
保 の 特・ 色 育	高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムを踏まえて、教育・保育を提供しています。 子どもが主体的に生活し遊ぶ場を大切にしています。 〇〜2歳児は、年齢別に保育し、育児担当制保育による丁寧な乳児保育を実施しています。 3〜5歳児は、たてわり保育を実施し、異年齢児が共に生活することにより、豊かな 人間関係を築く力を養うことを大事にしています。				
保土 育曜	朽木こども園と大師山さくら園の2園の園児を対象に大師山さくら園で共同保育を行います。				
	4月 入園式・ステップ保育 内科、歯科健診	10月	運動会・秋の遠足・組 さつまいも堀り	別保育参観	
	5月 親子遠足・さつまいも苗植え・夏野菜植え 里山あそび(5歳児)・シルエット劇鑑賞(5歳児)	11月	七五三まいり・やきいも会 勤労感謝訪問 内科、歯科健診・里山遊び (3~5歳児)		
主	6月 木一厶、乳児組保育参観	1875 RE	もちつき会・みそ作り・クリスマス会		
な行	7月 プール遊び・七夕まつり・お泊まり保育 納涼レクリエーション	1月	七草がゆ・鏡開き		
事	8月 プール遊び・個別懇談会	+	まめまき・そりすべり・発表会・入園説明会		
	9月 祖父母参観・冬野菜苗植え		3月 お別れ遠足・お別れ会・修了式・卒園式		
	毎月 お誕生会(誕生日にします)・避難訓練・身体測定 年間 サッカー教室(5歳児)・おはなし会(3~5歳児)				
,		1	2日部中(0 2 5 日)	
	1号・2号認定(3~5歳児) ・カラー帽子(3歳児~) 980円	• † 1	3号認定(0~2歳児) ・カラー帽子(1歳児~) 980円		
園指定の購入物	・カラー帽子(3歳児~) 980円 ・体操服上(3歳児~) 2,500円 ・体操服下(3歳児~) 1,900円 ・はさみ(3歳児~) 416円 ・のり(3歳児~) 180円 ・クレパス(3歳児~) 690円 ・マーカー(4歳児~) 528円	. //		ロ7年度の価格	
※主なもの	全園児 … 通園用かばん(リュック) (0歳~2歳児)手ふきタオル・手ふき3枚・食事エプロン1枚・ナイロン袋・着替えおしり敷き用タオル・オムツ・おしりふき・お昼寝布団・水筒(3歳~5歳児) 箸・手ふきタオル・歯ブラシ・コップ・ハンカチ・手提げかばん着替え・給食袋(エプロン、三角巾、マスク)・水筒(保育園部〉お昼寝布団(3歳児は4月から9月頃まで、4・5歳児は7月から8月)				
主な経費の	1 ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ・保護者会費(世帯割) ・保護者会費(園児割)※一人につき	号•2号	認定(3~5歳児) 年額 240円 年額 2,500円 年額 500円	3号認定(0~2歳児) 年額 240円 年額 2,500円 年額 500円	
事業の内容	◎支援室開放 週3日 (火・水・金曜日 1 子育て相談・親子遊び等	0:00~	11:30)	[HP]	

【公立④】

たかしましりつたかしま

えん 高島市立高島こども園

(保育所型認定こども園)

設置主体: 高島市

所在地: 〒520-1102

高島市野田1631番地

電話番号: 0740-36-0352 F A X: 0740-36-0352

※高島こども園は令和10年4月1日から小規模保育事業所に移行予定です。

【園の概要】

事子

業育

DT 内支

田園地帯の側に位置し、広い運動場を有しています。園庭には、四季折々の実のなる木やさまざまな小 動物と触れ合える築山があり、豊かな自然を取り入れながら毎日遊んでいます。また、5つの保育目標の

もと、家庭的な雰囲気を大切に、園児一人一人に寄り添った保育を心がけています。 [保育目標] ・心身の健康と情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の自立を養う。 保 ・いろいろな生活体験を通じて豊かな情緒や創造性を培い、自律、協調などの 目育 社会性を身につける。 標教 ◎ 思いきり遊べる子ども ◎ 人の話が聞ける子ども 育 ◎ 自分のことが自分でできる子ども ◎ 思いやりのある子ども ◎ 自分の思いを出せる子ども 保 の育 広い運動場でのびのびと戸外遊びをしながら、園庭の畑で野菜の栽培や果樹の収穫、調理など 特 • の食育活動を特色とし、乳幼児期に必要な生活体験ができるよう努めています。 色教 育 保土 高島こども園と静里なのはな園の2園の園児を対象に静里なのはな園で共同保育を行います。 育曜 入園式・健康診断・春の遠足・夏野菜苗植え・自然体験 四日日日 水遊び・プール遊び・七夕・夏まつり・デイキャンプ (5歳児) 【夏】 運動会・芋ほり・焼き芋会・秋の遠足・祖父母参加 【秋】 ÷ 冬野菜苗植え・自然体験・勤労感謝訪問 な [冬] 餅つき・クリスマスパーティ・節分・一日入園・発表会・お別れ会 行 お別れ遠足(5歳児)・卒園式 事 【年間】お誕生会・避難訓練・身体計測・カンガルークラブ・本の森探検(4・5歳児) キッズサッカー(4・5歳児)・親子交通安全教室・保育参加・育児講座・食育活動など 1号·2号認定 (3~5歳児) 3号認定 (0~2歳児) カラー帽子 (2歳児~) 992円 ・カラー帽子 (2歳児~) 992円 康 ・クレパス (3歳児) 720円 ×指 ・マーカー (4歳児) 528円 0 主定 ・赤ショートパンツ なの (3歳児~) 2.580円 も購 ・はさみ (3歳児~) 416円 の入 · のり 208円 (3歳児~) 物 ・お道具箱 (3歳児~) 480円 ・給食セット 1,980円~ (令和7年度の金額です。) (5歳児~) 【全園児】 ・お昼寝布団(保育園部)・水筒・着替え袋・通園用かばん(2歳児~リュック) ※各 ・ティッシュ・雑巾 主自 ・上靴(白)・うがい用コップ、歯ブラシ・着替え入れ用巾着袋・かけひも付き 【3~5歳児】 な準 手拭きタオル(3歳児)・ハンカチ(4・5歳児)・給食エプロンセット(5歳 も備 児)・手提げかぱん・お箸・スプーン(3点セット) の物 【0~2歳児】 ・かけひも付き手拭きタオル・給食用エプロン・おしぼり・おむつ替え用マット ・使い捨ておしりふき 1号・2号認定(3~5歳児) 3号認定(0~2歳児) ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 年額 240円 年額 240円 主そ Г 3,000円/年 250円/月 年額 3,000円 なの ・保護者会費 年額 3,000円 経他 └ 2人目以降は1,000円 費の

◎支援室開放 毎週 火・水・金曜日の週3日(10:00~11:30)

子育て相談・親子遊び等

[HP]

【公立⑤】

たがしましりつだいしやま

高島市立大師山さくら園

(保育所型認定こども園)

設置主体: 高島市 所 在 地: 〒520-1531

高島市新旭町饗庭5138番地

電話番号: 0740-25-8439 F A X: 0740-25-3399

【園の概要】

本園は、稲荷山(通称「大師山」)のふもとに位置し、芝生の園庭には様々な樹木が生え、生き物が豊富に住みつき、水辺の植物が自生しているビオトープや、そりすべりが楽しめる大きな築山があり、四季折々で楽しい遊びを展開しています。 また、未就園児とその保護者に対する子育て支援を行っています。

保育· 科

音

保

育

の育

特 .

《保育·教育目標》

◎遊びや体験を通して、豊かな心で、たくましく生きる子どもを育成する

~のびのび・つながり・がんばり~

《めざす子ども像》

●よく遊び、元気で明るい子ども●自然を愛し、友達を大切にする、思いやりのある子ども

●ものごとを正しく判断し、よく考えて行動する子ども



◇高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。

◇幼児にとっての「遊び」は「学び」ととらえ、生活や遊びを通して、主体性や生きる力の基礎を培います。

◇しなやかな心と身体づくり…のびのびと遊べる環境を整え、はだし保育やリズム運動に継続的に取り組みます。 ◇豊かな自然体験を大切に…ビオトープや築山、広い園庭等、自然環境を活用した保育活動を実践します。

◇豊かな心の育成を…いろいろな物や人との関わり等の体験を通して、感動する心、豊かな心をはぐくむ力や友達と関

色 教 わる力を育てます。

◇食育の推進…食や健康の大切さについて、野菜の栽培活動や料理教室等、一年を通して食育活動に取り組みます。 ◇地域とつながる園づくり…家庭や地域、小学校等、様々な人との交流を通して、地域とつながり地域にねざした保育・教育を行います。

保土育曜

主な

行事

大師山さくら園と朽木こども園の2園の園児を対象に当園で共同保育を行います。

春:入園式・始業式・個別懇談・園外保育(遠足)

夏:プールあそび・園内デイキャンプ(5歳児)

秋:運動会・いもほり・やきいも会・祖父母参加(5歳児)・園外保育・個別懇談・もちつき・お楽しみパーティー

|冬:お正月あそび・節分(豆まき)・生活発表会・入園説明会・お別れ会・卒園式・修了式

【年間】誕生会・発育計測・避難訓練・お話し会・さくら文庫(園内図書の貸出)・小中学生や地域の人との交流会・新旭図書室本の森探検(4歳児)・キッズサッカー(5歳児)・食育料理教室(4·5歳児)・保育参加・保護者会活動

· 親子交通安全教室

	3~5歳児		0~2歳児	
※主なもの ※主なもの りまたの は定の はたの はたい は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・日よけたれ付きカラー帽子	960円	・日よけたれ付きカラー帽子	960円
	·体操服(3歳児以上)	6,550円		
	・遊び着(3歳児以上)	1,600円		
	・クレパス(3歳児以上)	735円		
	・はさみ(3歳児以上)	416円		
	・のり (3歳児以上)	144円		
	サインペン(4・5歳児)	528円		
	・給食用エプロンセット(4・5歳児)	1,960円		
	かっぽう着・帽子 …小学校でも使用可		(令和7年度の金額です。)	

【全園児】

※主なも

の物

通園用かばん(リュックタイプ。0歳児は除く)・着替え・手ふきタオル・水筒(0歳児マグタイプ可・1~2歳児ストロー式・3歳児ひも付きのストロー式・4歳児以上ひも付きコップ式)・ティッシュ1箱・雑巾1枚・昼寝布団(保育園部)・避難靴(0歳児は除く)

0 5 19 15

【3~5歳児】

コップ・歯ブラシ・お箸・スプーン(4・5歳児)・絵本バッグ

【0~2歳児】

おしぼり・食事用エプロン(園指定のものを手作り)・おむつ・おしりナップ・おしりマット用タオル

		3~5歳」	尺	0~2歳り	린
主そ	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金	年額	240円	年額	240円
なの		※4月以降金額が変わる可	「能性があります	※4月以降金額が変わる可	能性があります
経他	·保護者会費(2人目以降半額)	年額	2,400円	年額	2,400円
費の	・カンガルークラブ(親子交通安全)会費	年額	150円	年額	150円
	ツスの地湾見めに東笠について 味味中毒でいただ	ノーレがキリナナ		XI.	

※その他遠足や行事等について、随時実費でいただくことがあります。

事業の内

容援

◎支援室開放 週3日 (10:00~11:30)

子育て相談・親子遊び等

(HP)



【公立⑥】

たかしましりつしずさと えん **高島市立静里なのはな園** (保育所型認定こども園) 設置主体: 高島市 所 在 地 : 〒 520-1511

高島市新旭町藁園2305番地

電話番号: 0740-25-7087 FAX: 0740-25-7095



容援

本園は、平成17年9月に開園し、O歳から就学前までの子ども達への一貫した保育・教育を行っています。園庭にはビオトープや築山、草木があり、四季折々で自然を感じる遊びを展開しています。また、「かかわり・輝き・思いやり」を合言葉に一人一人の心に寄り添いながら、さまざまな人や物とのかかわり、直接体験を大切に、自尊感情や主体性を育む保育を心がけています。

保育·教育	<保育目標> 遊びの中で学び、自分の思いや考えを表現して、たくましく生きる子を育てる			
保育・ 教育	○高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムにより保育・教育を行います。 ○主体的な生活や遊びを大切にした保育 ~子どもが自ら遊び、集中して遊びこむなど体験から学ぶ保育を大切にします。~ ○五感をフルに活用する遊びや自然体験を通して豊かな感性や表現力を育みます。 ○運動遊びなどによる健康でしなやかな体づくりに取り組みます。 ○野菜栽培からクッキングへの食育活動を通して、命や食、健康の大切さに気づく保育に取り組みます。 ○家庭や地域、小・中・高等学校、福祉施設等との交流を通して地域とつながり、互いの育ちを育みます。			
保土 育曜	静里なのはな園と高島こども園の2園の園児を対象に当園で共同保育を行います。			
主な行事	【春】:入園式、園外保育 【夏】:たなばた、デイキャンプ、水遊び、プール遊び 【秋】:園外保育、運動会、祖父母参加、いもほり 【冬】:雪遊び、もちつき、わいわいパーティ、生活発表会、一日入園、お別れ会、卒園式、修了式 【年間】:誕生会、避難訓練、キッズサッカー、運動遊び、料理教室、本の森探検、なのはな文庫(絵本の貸し出し)、絵本の読み聞かせ			
※主なもの	1号・2号認定 (3~5歳児) 3号認定 (0~2歳児) ・カラー帽子 (日除けたれつき) (2歳児以上) 960円 ・体操服 (3歳児以上) 3,700円 (3L:4,600円) ・体操ズボン (3歳児以上) 2,850円 (3L:4,250円) ・あそび着 (3歳児以上) 1,600円 ・クレパス (3歳児以上) 720円 ・のり (3歳児以上) 144円 ・はさみ (3歳児以上) 416円 ・うきうきマーカー 4歳児 528円 5歳児 728円 ・給食セット (4歳児以上・小学校でも使用可) 2,100円 (帽子:530円、マスク:90円、かっぽう着:1,430円) (令和7年度の金額です)			
※ 各 主 自	共 ・ 通園用かばん(できればリュック型) ・ 着 ・ 水筒(0歳児はマグタイプ、1.2歳児はストロ 付き水筒)・手拭きタオル ・ティッシュ1箱	一式、3歳児は紐付きのストロー式、4歳児以上紐		
な備の物	3歳以上児 2歳児 2歳児 2歳児	1歳児 0歳児 0歳児 1歳児 1歳児		
主その経費の	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 年額240円 ※4月以降金額が変わる可能性があります ・保護者会費(2人目からは半額) 年額2,400円 ・行事費 遠足の費用など			
事業の内容	図高島市地域子育で支援センター「あっぷっぷ」を併設しています。図支援室開放 月〜金(10:00~15:00)子育て相談・親子遊び等【HP】			

自然認識學

よくある質問

- Q 「就労証明書」等の書類は、幼児保育課まで行かないともらえませんか。
- A 書類については、幼児保育課の窓口以外に高島市ホームページからダウンロードできます。
- Q 申込児童が2人以上いる場合、保育の必要性が確認できる書類は児童全員分必要ですか。
- A 原本は1枚で結構です。コピーをご用意いただき、それぞれの申請書に添付してください。
- Q 申し込みについて、住民票は別世帯となっている祖父母も世帯構成員として記入が必要ですか。
- A 住民票は別であっても、同居していれば記入が必要です。 また、申し込みの際には、祖父母のマイナンバーも持参してください(コピー可)。
- Q 3号認定で申し込みを行う予定ですが、第1希望の施設の受付日に行けません。
- A 都合がつかない場合は、他の受付日でも申し込みをすることができます。
- Q 申し込みには子どもを連れて行ってもいいですか。
- A 児童の同席は可能です。
- Q 求職中でも申し込みはできますか。
- A 申し込みは可能です。

施設利用が決まった場合、認定期間中(最長3か月)以内に就労し、認定期間終了月の10日までに必要書類を幼児保育課に提出してください(P18参照)。

- Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、利用調整の結果が出る前に就労が決まりました。利用調整にかかる 指数は就労で調整されますか。
- A 受付期間後の変更は行いません。受付した内容で利用調整を行います。
- Q 育児休業中でも認定こども園等の申し込みはできますか。
- A 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であれば、育児休業の対象となる児童が1歳に達する月の月末までは保育認定を受けることができます(妊娠・出産を事由に新規入園をされた場合は除く)。
 - 新規入園を希望の場合は、年度内に育児休業から職場復帰を予定されている場合に受付をしています。
- Q 育児休業明けで1歳児を4月から申し込む予定です。ならし保育の期間が職場復帰月にとれないときは前月から申し込みできるとありますが、3月から利用できますか。
- A 3月が前年度になるため、前月からの利用を希望する場合は、令和7年度中の随時申込が必要です。
- Q 入園決定後に入園月を当初から変更したい場合はどうすればいいですか。
- A 入園決定後の入園月の変更は、原則としてできません。変更する場合は、入園決定を辞退し、再度申請をしていただく必要があります。希望どおりにならないこともありますのでご了承ください。(P16参照)

- Q 令和7年度に申し込みをしましたが、入所保留となりました。令和8年4月利用のために再度申し込みが必要ですか。
- A 令和8年度の認定申請と利用申し込みが必要です。
- Q 認定こども園(保育園部)等へ途中入園(5月以降)するには申し込みはどうすればいいですか。
- A 一斉申込で申し込みできます。当該年度中に申し込みをする場合は、一斉申込終了後に随時申込を受付しています(P21参照)。
- Q 申し込み前に認定こども園等の見学は可能ですか。
- A 可能です。事前に施設へ連絡の上、できる限り申込児童と一緒に見学していただくことをお勧めします。保 育の特色や開所時間内に送迎可能か等をご確認ください。
- Q 第3希望まで申し込みをしましたが、どのように利用調整されるのですか。また、1つの施設だけの希望の場合、優先されるのでしょうか。
- A 利用調整にかかる指数表に基づいて施設の利用調整を行い、複数の施設で利用が可能になった場合は、希望順位が一番高い施設を決定(内定)とします。
 - なお、第1希望のみの申し込みによる優先的な取扱いはありません。
- Q 第2希望より第1希望の施設の方が入園しやすいですか。
- A 利用調整はP14~15の基準に基づき、保護者の就労時間等を指数化し、この指数の高い児童から順に利用施設の決定を行います。
 - よって、第2希望であっても、第1希望の児童より指数が高ければ、第2希望の児童が利用決定となりますので、利用されたい順番で利用希望施設をご記入ください。
 - なお、利用希望施設以外は、空き定員があっても利用調整の対象外となります。
- Q 兄弟・姉妹同時の申し込みですが、同じ施設を利用できますか。
- A 利用調整において調整区分で兄弟・姉妹は優先されますが、調整の結果、必ずしも空き状況等により、同じ施設の利用にならない場合や、入園保留となる場合があります。
- Q 利用調整の結果、第3希望の施設に決定(内定)しました。第1希望の施設に空きが出たら転園できますか。
- A 転園できません。

複数の施設に利用申し込みをしていて、いずれかの施設で決定(内定)となった場合は、他施設への申請の 効力はなくなります。

利用が決定(内定)した施設以外を希望する場合は、入園を辞退し改めて申し込みをしてください。

- Q 求職活動を理由に申し込みしましたが、保留になりました。今後、就職が内定した場合、どうすればいいで すか。
- A 申し込み後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず幼児保育課に変更申請を行うとともに必要書類を 提出してください。
 - 直近の利用調整時から適用します。利用調整は毎月行います。

- Q 求職活動(保育短時間)で申し込みして、入園が決定(内定)しました。その後、就労が決まったのですが、 保育の必要量を保育短時間から保育標準時間に変更できますか。
- A 幼児保育課にご相談ください。 状況によっては希望どおりにはならないこともありますのでご了承ください。
- Q 求職活動の認定期間中に仕事が決まらなかった場合はどうなりますか。
- A 認定期間の延長はおこないません。 保育の必要性がない場合は退園となります。
- Q 残業が多い場合、残業時間を考慮して保育の必要量の認定や利用調整はされますか。
- A 保育の必要量の認定や利用調整上の指数は、労働契約(就業規則)上の就労時間と休憩時間の合計を基に算定しています。

残業時間は、日や月によって変動が生じることがあるため、残業時間を除いた就労証明書を提出してください。

- Q 保護者自身が会社経営をしており、その法人(保護者自身が経営する会社)から給料をもらっている場合は、 保育の必要性が確認できる書類として、事業主であることがわかる書類の写しも提出が必要ですか。
- A 事業主であることがわかる株式会社や有限会社等の法人組織から給与を受け取っている場合は、就労証明書を提出してください。

なお、個人経営の場合は、確定申告書の写し等公的証明書の写しを提出してください。

- Q 必要書類の診断書に市指定の様式はありますか。
- A 診断書については、特に市の定めた様式はありません。 ただし、保育の必要性を認定するために**家庭で児童が保育できない旨が明記**された診断書が必要です(P9 参照)。
- Q 市外からの転入予定で申し込みを行います。スケジュール(P13参照)はわかりましたが、他に手続きが 必要ですか。
- A 市内在住者の方と同様に申し込みをしてください。 なお、他市町村から転入予定の方は、利用希望開始月の前月の末日までに高島市に住民登録を行うと誓約する旨を転入に関する誓約書に記入し、必要書類と併せて提出してください。
- Q 高島市外の認定こども園等への申し込みを行いたいのですがどうすればいいですか。
- A 高島市に住民登録を置いたまま市外の認定こども園等に申し込みを行う場合は、高島市幼児保育課の窓口で申し込みを行ってください。

その際には、あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認の上、締め切りに間に合うよう余裕を持って手続きをしてください。

- ※申し込み市町村での書類確認や、郵送期間もあるので早めにお手続きください。
- Q 仕事を辞めましたが、3号認定を受けて施設を利用している場合、退園しなければなりませんか。

A 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。必ず、幼児保育課までご連絡ください。ただし、仕事を辞めても「次の仕事を探す」という場合は、最長3か月間、引き続き利用可能です。 この場合も、認定変更手続きが必要になるので幼児保育課までご連絡ください。

所定の期日までに新しい勤務先の「就労証明書」を添付して認定変更の手続きがあった場合は、その後も利用できます。期日までに書類の提出ができない場合は退園になります。

- Q 認定こども園において1号認定で入園しましたが、仕事を始めたため、年度の途中から2号認定での保育を 希望することは可能ですか。
- A 保護者の就労状況が変化しても、利用定員に空きがある場合等、施設の状況に応じて2号認定での保育が可能となります。利用施設に変更が可能であるか確認してください。

なお、定員超過の場合等、希望に添えない場合があります。

また、2号認定での保育を希望される場合は、あらためて幼児保育課に認定変更の申請をしていただく必要があります。

- Q 第1子が現在、育児休業を理由に通園しています。第2子を4月から育児休業明けの就労で利用申し込みを するとき、上の子も併せて書類の提出が必要になりますか。
- A 第1子の児童については、保育の必要な事由を「育児休業」から「就労」へ変更しますので、職場復帰後の就 労条件を証明した「就労証明書」と併せて必要書類を幼児保育課に提出してください。
- Q 転職、市内の転居、結婚、離婚等がありました。届出は必要ですか。
- A 転職された場合は「就労証明書」と「教育・保育給付認定申請内容変更届」(保育の必要量や認定期間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も必要)を、市内の転居の場合は「教育・保育給付認定申請内容変更届」の提出を幼児保育課までお願いします。世帯員の変更も伴う転居の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も併せて提出してください。

結婚・離婚された場合は「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。また、ひとり親家庭、生活保護受給世帯、在宅障がい者のいる世帯に該当・非該当となった場合にも「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。

- Q 認定こども園等を退園するときは、届出は必要ですか。
- A 保育の実施期間の途中で退園する場合は、必ず退園月の末日までに「退園届」を幼児保育課に提出してください。(私立園を利用の方は、私立園に提出してください。)

なお、保育の実施期間満了(卒園等)の場合は、届出は不要です。

- Q 認定された時間を超えて、子どもを預けることはできますか。また、そのような場合、保育料はどのように なりますか。
- A 一部園で可能です。その場合、延長保育料を負担していただきます。公立園は P20をご確認ください。私立園は各園にお問い合わせください。また、市内には延長保育を実施していない園もあります。事前に各園にお問い合わせください。
- Q 一時預かり事業(一般型)の利用は、幼児保育課を通して申し込みをするのですか。
- A 公立園・私立園とも直接施設へお問い合わせください。

- Q 毎月の利用者負担額(保育料)以外に費用は必要ですか。
- A 園生活を送るにあたり、実費徴収が掛かる場合があります。令和7年9月現在の情報で、園概要(P40~55参照)に主な購入物や経費を載せていますので参考にしてください。また、その後の変更により、園概要に記載されていない実費徴収が掛かる場合がありますので、施設に問い合わせするなどしてご確認ください。
- Q ステップ保育(ならし保育)はいつからですか。また、期間はどの程度ですか。
- A ステップ保育の期間は、おおむね一週間程度ですが、児童の年齢や施設によって異なる場合がありますので、 事前に希望の施設に確認してください。ただし、原則入園日以前にステップ保育を行うことはできません。
- Q どんな場合、退園になりますか。
- A 保育の必要事由の確認ができない場合等は退園になります。 (例)
 - 求職活動で申し込みをしたが所定の期日までに就労先が決まらなかった場合
 - ・認定期間が満了する場合、所定の期日の更新を行わなかった場合
 - ・現況届等で保育必要事中の確認ができない場合
 - ・妊娠・出産での新規認定で入園し、認定期間 (P18~19参照) が満了した場合
 - ・申請内容と事実が異なる場合、虚偽の申請をした場合
 - ・入園後に児童の病気や、保護者の里帰り出産等で1か月以上通園できない場合 など

認定を受けた後は期間を確認し、期日までに更新手続きをしてください。

就労証明書の取得などは事業所によって時間がかかる場合があります。期間に余裕をもって手続きをしてください。



令和8年4月開始!

高島市乳児等通園支援事業

~高島市こども誰でも通園制度~

実施場所:静里なのはな園

(高島市新旭町藁園 2305 番地)

高島市では、子どもの育ちを応援し、保護者の多様な働き方や ライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、 毎 月 10 時間の範囲の中で、保護者の就労要件を問わず認定こども 園等を利用できる「高島市こども誰でも通園制度」を実施しま す。

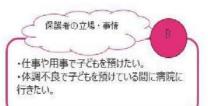
? どちらを利用すればいいの(あなたはどちら)

★「こども誰でも通園制度」と「一時預かり」の違い★





こども誰でも通園制度





一時預かり保育

【対象】

次の全てに該当する子ども

- ① 高島市に住所を有すること
- ② 生後6か月から満3歳未満 (満3歳に達する日の前々 日まで)であること
- ③ 認定こども園等に通っていないこと(認定こども園等とは、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所です)

【利用可能時間】

子ども1人あたり/

| か月|| 0時間まで ※|| 時間単位での利用可能 ※未利用時間分を翌月に繰り 越すことはできません。



★その他利用に関する詳しい 内容についてお知りになりたい 方は、幼児保育課までお問合 せください。

◎リーフレット◎

こども誰でも通園制度の概要 と利用方法について記載したり

ーフレットです。 (こども家庭庁)



★問い合わせ先★

高島市子ども未来部幼児保育課 電話 0740-25-8037 FAX 0740-25-8145 メールアドレス

youho@city.takashima.lg.jp